

財政制度等審議会 財政投融資分科会  
説明資料  
(株式会社国際協力銀行)

財務省 理財局  
2025年12月5日

# 目次

1. 機関の概要
2. 令和8年度要求（改要求前）の概要
3. 令和8年度要求（改要求後）の概要
4. 編成上の論点

## 1. 機関の概要

2. 令和8年度要求（改要求前）の概要

3. 令和8年度要求（改要求後）の概要

4. 編成上の論点

# 1 - 1 . 機関の概要

(2025年3月31日時点)

## 株式会社国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation)

■ 設立	2012年（平成24年）4月1日（旧日本輸出入銀行1950年（昭和25年）設立）
■ 役職員数	740人（2025年度予算定員）
■ 資本金	2兆3,328億円
■ 支店・事務所	19ヶ所
■ 出融資残高	15兆7,921億円
■ 保証残高	1兆3,290億円
■ 発行体格付（注）	Moody's : A1、S&P : A+、R&I : AA+

### ○ 国内・海外拠点



### ○ 一人当たりの与信残高（海外類似機関との比較）

● JBIC ● USDFC (米) ● KFW- IPEX (独) ● EDC (加) ● EFA (豪)  
● KEXIM (韓) ● CEXIM (中)

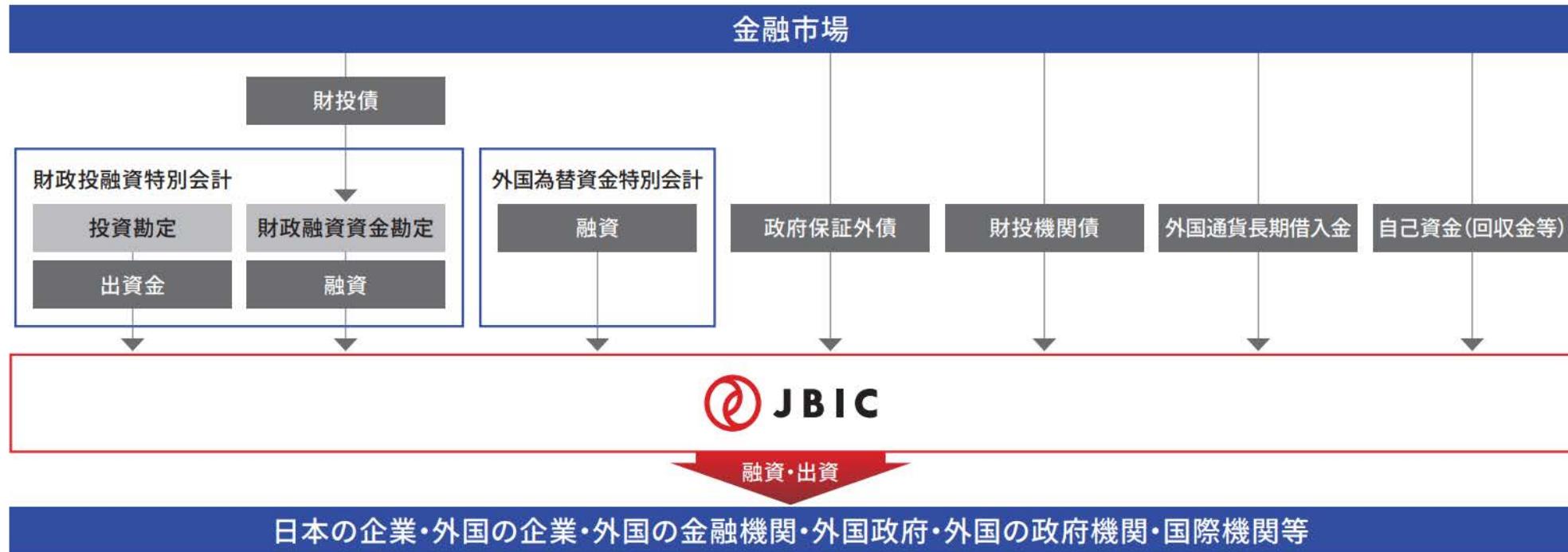


(注) Bloombergの情報より作成

※ 各社公表資料によりJBIC作成

## 1 - 2 . 資金調達構造

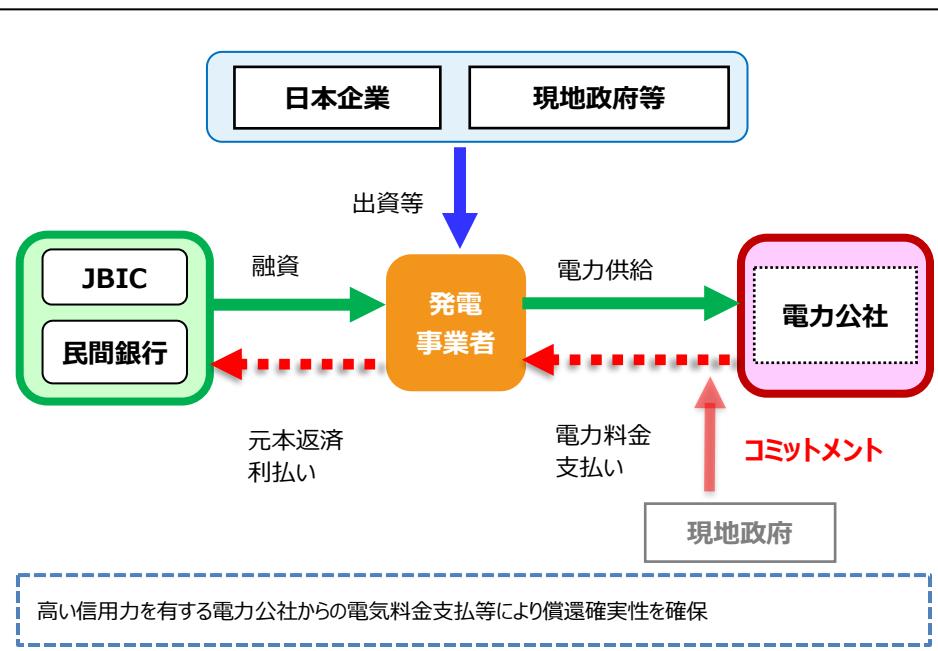
- JBICは、財投計画による財政融資・産業投資・政府保証（外債等）のほか、政策的に特に重要な分野への投資については外為特会からの融資により資金を調達。また、財投機関債や外貨建長期借入金による調達も行っている。



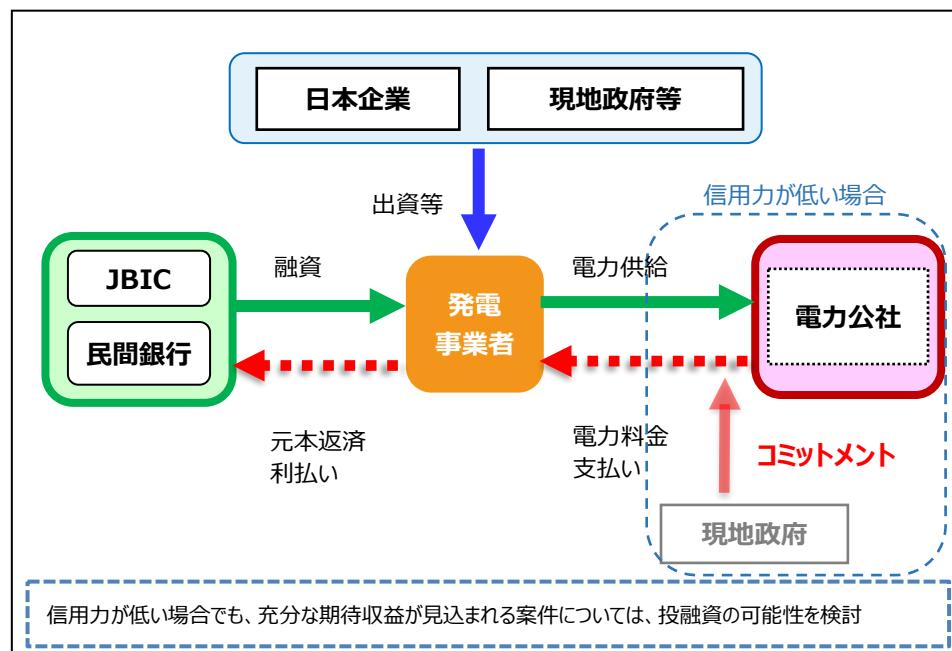
# 1 - 3 . 一般業務と特別業務の概要

- JBICは、従来から、日本企業による海外の資源・インフラ案件や海外M&A等への支援を、「収支相償の原則」と個別案件毎の「償還確実性の原則」の下、行っている（一般業務）。
- 2016年10月より、海外インフラ案件を中心に更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」を開始。特別業務については、勘定全体での「収支相償の原則」を維持しつつも、個別案件毎の「償還確実性の原則」を免除。

一般業務のスキーム例



特別業務のスキーム例



- 
1. 機関の概要
  2. 令和8年度要求（改要求前）の概要
  3. 令和8年度要求（改要求後）の概要
  4. 編成上の論点

## 2 - 1. 令和8年度要求（改要求前）の概要

- 事業規模は前年と同額の2兆4,100億円を見込む一方、社債償還金減少に伴う自己資金の増加等を踏まえ、財政投融資は前年計画比▲580億円の1兆4,100億円を要求。
- 一般業務勘定の産業投資については、与信集中及びリスクアセットの増加に対応するためのリスクバッファに加え、令和5年JBIC法改正による新規業務遂行のための財務基盤強化として1,150億円を要求。
- 特別業務勘定の産業投資については、将来の案件組成を見据えたリスクバッファを計画的に確保するため、産業投資100億円を要求。

(単位：億円)

	合計			一般業務			特別業務		
	8年度要求	7年度計画	増減	8年度要求	7年度計画	増減	8年度要求	7年度計画	増減
事業規模	24,100	24,100	-	23,000	23,000	-	1,100	1,100	-
財政投融資	14,100	14,680	▲580	13,800	14,480	▲680	300	200	100
財政融資	6,450	7,200	▲750	6,450	7,200	▲750	-	-	-
産業投資	1,250	1,000	250	1,150	1,000	150	100	-	100
政府保証 (5年以上)	6,400	6,480	▲80	6,200	6,280	▲80	200	200	-
自己資金等	10,000	9,420	580	9,200	8,520	680	800	900	▲100
社債償還金	▲12,180	▲15,950	3,770	▲12,180	▲15,950	3,770	-	-	-

## 2-2. 要求の背景①（各国公的機関の機能強化）

- 経済安全保障の重要性が増す中、各国公的機関についても機能強化の動きが見られる。



### 米輸出入銀行（US Exim）

- 10の重要産業分野における米企業の対中輸出競争力支援を目的に“**China and Transformation Exports Program**”を設立。
- 米国企業に重要鉱物を供給する国際プロジェクトへの融資を目的として“**Supply Chain Resiliency Initiative**”を設立。



### 豪州輸出金融公社（EFA）

- 2021年、**Critical Mineral Facility**を設置。2024年3月、東南アジア向けの投資貿易促進を目的とした**Southeast Asia Investment Financing Facility**を設置。
- 2025年、**Critical Mineral Facility**の金額を40億豪ドルから50億豪ドル（約5,000億円）に引上げる旨政府よりアナウンス。



### 韓国輸出入銀行（KEXIM）

- 2023年12月公付の法改正に基づき、韓国政府は**5兆ウォン（約5,300億円）規模の「供給網安定化基金」**を韓国輸銀に設置。
- 2024年2月、政策融資の規模を拡大するため、**資本上限を15兆ウォンから25兆ウォン（約2.6兆円）**に引上げ。



### 欧州投資銀行（EIB）

- 2024年6月、デジタル化・イノベーション支援に向けて“**Strategic Tech-EU investment programme**”の開始を公表。
- 2025年1月、**安全保障・防衛分野向け投資について、前年度から倍増させ過去最大の20億ユーロ（約3,500億円）**を見込むと発表。



### 中国国家開発銀行/中国輸銀

- 2023年10月、第3回**「一带一路」**国際協力ハイレベルフォーラムにて一带一路関連で中国開銀は累計4,915億元（約8.4兆円）、中国輸銀は累計4兆元（約80兆円）超の融資を実行済みと発表。**中国開銀及び中国輸銀は各3,500億元（約7兆円）の融資枠設置**を発表。



### UAE Mubadala投資会社

- 2024年1月、**MubadalaとG42がAI/デジタル分野を対象とした投資会社MGXを設立**。同年9月、**今後1,000億米ドル（約15兆円）規模の投資を目指す**と発表。
- 2025年3月、UAE政府は、Mubadala等も通じ、AIや半導体等の分野にて**10年間で1.4兆ドル（約210兆円）の米国向け投資にコミットすることを発表**。

## 2-3. 要求の背景② (JBIC法改正)

- 日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行法が改正された（2023年4月7日成立、2023年10月1日全面施行）。
- 我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図るため、重要物資に係るサプライチェーンを支える外国企業支援や、日本企業による海外での資源引取を支援するための輸入金融等の新たな業務が追加された。

### ① 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靭化

- ◆ 日本の産業の国際競争力の維持・向上を図る上で**重要な物資・技術のサプライチェーン**や日本企業の**海外事業に必要な基盤を支える外国企業を支援可能**に
- ◆ 海外の資源を日本に輸入する場合のみならず、**日本企業が海外で引き取る場合も輸入金融による支援が可能**に
- ◆ **日本企業のサプライチェーン強靭化**のための**海外事業資金を対象とする国内融資が可能**に

### ② スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し

- ◆ 海外事業を行う**国内のスタートアップ企業**(設立又は事業開始から10年未満の法人等)や**中堅・中小企業**への出資・社債取得等が可能に
- ◆ 特別業務の対象分野に、**資源開発事業、新技術・ビジネスモデル活用事業、スタートアップ企業への出資・社債取得**を追加

### ③ 国際協調によるウクライナ復興支援への参画

- ◆ **国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証可能**に

1. 機関の概要
2. 令和8年度要求（改要求前）の概要
3. 令和8年度要求（改要求後）の概要
4. 編成上の論点

### 3-1. 令和8年度要求（改要求後）の概要（うち、日米戦略的投資に係る部分）

- 日米の戦略的投資は、今後約3年半の間に、JBICの出融資及びNEXI保証付き民間金融機関の融資等の合計で5,500億ドル（約80兆円）規模とされているが、それぞれの融資割合はあらかじめ決まっているものはない（案件ごとに判断）。
- 先般（10月28日）のトランプ大統領の訪日に際し公表された、「日米間の投資に関する共同ファクトシート」において、総額約4,000億ドル（約60兆円）規模のプロジェクト組成への日米企業の関心が示されるなど、投資イニシアティブの下での早期の案件形成への機運が高まっている。
- 直近3年度におけるJBICとNEXIのアメリカ向けの事業実績を踏まえ、JBIC:NEXI = 概ね1:2の割合で投資を行うことを想定し、日米の戦略的投資に関するJBICの事業規模として7年度7.15兆円、8年度14.35兆円を設定（合計21.5兆円）。

#### 直近3年度の米国向け事業

（単位：億円）

	JBIC 出融資承諾状況	NEXI 保険引受実績
令和4年度	4,015	5,558
令和5年度	1,484	5,409
令和6年度	2,492	5,233
計	7,991	16,200
平均	2,664	5,400

（出典）JBICデータブック2024～2025、NEXIアニュアルレポート2022～2024

JBIC:NEXI = 概ね1:2

#### 7年度補正・8年度のJBICの出融資見通し

「日米間の投資に関する共同ファクトシート」総額約4,000億ドル（約60兆円）を概ね1:2で按分し、そのうちのJBICの出融資額は約1,430億ドル（約21.5兆円）と仮定。

7年度補正

約1,430億ドル  
(約21.5兆円)

7.15兆円

8年度

14.35兆円

7.15兆円

### 3-2. 令和7年度補正、令和8年度要求（改要求後）の概要

- JBICによる当面の日米の戦略的投資が21.5兆円と想定されるところ、令和7年10月に創設された「日本戦略投資ファシリティ」の活用により、7年度補正の事業規模として7.15兆円（注）、8年度改要求として残り14.35兆円を追加要求。
 

（注）補正追加額7.3兆円との差額1,500億円については、サプライチェーン強靭化や中堅・中小企業の海外展開支援等として要求。
- 8年度の財政融資及び政府保証（5年以上）は、不足分としてそれぞれ3.6兆円、3.5兆円を追加要求。
 

（注）上記財政融資及び政府保証の金額の算定にあたり、「日本戦略投資ファシリティ」においては原則融資額の5割を上限に外為特会からの借入が可能であること等から、8年度改要求として財投計画外のものとして自己資金等7.2兆円の追加拠出を見込む。
- 8年度の産業投資については、追加分の事業規模を遂行するために必要な資本増強として637億円を追加要求。

【一般業務勘定】

	7年度当初	補正追加額	7年度補正後
事業規模	23,000	73,000	96,000
財政投融資	14,480	40,850	55,330
財政融資	7,200	19,400	26,600
産業投資	1,000	2,700	3,700
政府保証	6,280	18,750	25,030
自己資金等	8,520	32,150	40,670
外為特会からの借入等	10,640	33,750	44,390



8年度改要求前	改要求追加額	8年度改要求後	7年度補正追加額 + 8年度改要求後
23,000	143,500	166,500	239,500
13,800	71,964	85,764	126,614
6,450	36,077	42,527	61,927
1,150	637	1,787	4,487
6,200	35,250	41,450	60,200
9,200	71,536	80,736	112,886
5,250	71,250	76,500	110,250



（注）特別業務勘定については、令和7年度補正及び令和8年度改要求はなし。

### 3-3. 償還確実性・収支相償の原則に係る規定

- JBICは法律において「**償還確実性の原則**」及び「**収支相償の原則**」が規定されている。
- 「日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書」（以下、MOUという。）において、**協議委員会は法的な考慮事項等について投資委員会にインプットを提供すること**とされている。
- MOUにおいて、「**覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない**」と規定されているため、これらの原則が遵守されることとなっている。
- 日米の戦略的投資に係る「**償還確実性の原則**」及び「**収支相償の原則**」の遵守については、日米交渉を担当した赤沢経済再生担当大臣（当時）及び加藤財務大臣（当時）が国会において明確に答弁している。

#### 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抜粋）

（業務の方法）

第十三条（前略）資金の貸付け、（中略）、出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、（中略）、当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合
- 二 略

2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

] 償還確実性

] 収支相償

#### 【仮訳】日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書（抜粋）

（投資の実行及び管理）

5. 投資委員会は、大統領への推薦に先立ち、両国から指名される者で構成される協議委員会と協議する。**協議委員会は、とりわけ、それぞれの国の関連する戦略的及び法的な考慮事項について、投資委員会にインプットを提供する。**

（法的性質）

22. この覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない。

### 3-4. 日米の戦略的投資イニシアティブにおける 償還確実性・収支相償の原則の実効的担保に係る方針①

#### 【日米の戦略的投資イニシアティブにおける「償還確実性の原則」及び「収支相償の原則」に関する国会答弁】

令和7年9月19日 衆・予算委員会 赤沢経済再生担当大臣答弁（抜粋）

まず、MOUの関連する規定についてざっと触れさせていただきますが、まずMOUの二十二を御覧いただきたいと思います。法的性質と書いてある四つある項の中の二十二ですけれども、この覚書のいかなる内容も日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならないというふうに書いてあります。そして、その上で、協議委員会についての定義があったと思いますが、協議委員会は、戦略上あるいは法令上の観点からのインプットを行うということが書いてあると思います。その二つを併せて考えれば、端的に申し上げて、投資先は日米双方から構成される協議委員会における戦略的、法的観点を含む協議を経て選定することとされており、協議委員会から投資委員会に提供する委員御指摘のインプットを通じて、日本の戦略的考え方、法的な制約が適切に考慮される。

具体的には、今回の了解覚書の先ほどの規定で、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならないと規定されておりますので、この関係法令に、当然ながら、JBICやNEXIに対しての収支相償でありますとか償還確実性ですね、大赤字が出るようなものは駄目よとか、我が国への裨益、メリット等を求める日本の国内法令も含まれると承知をしております。（略）今申し上げたような考え方でしっかりと担保をしていきたいというふうに考えております。

#### 【日米の戦略的投資イニシアティブにおける協議委員会での対応に関する国会答弁】

令和7年9月12日 参・予算委員会 加藤財務大臣答弁（抜粋）

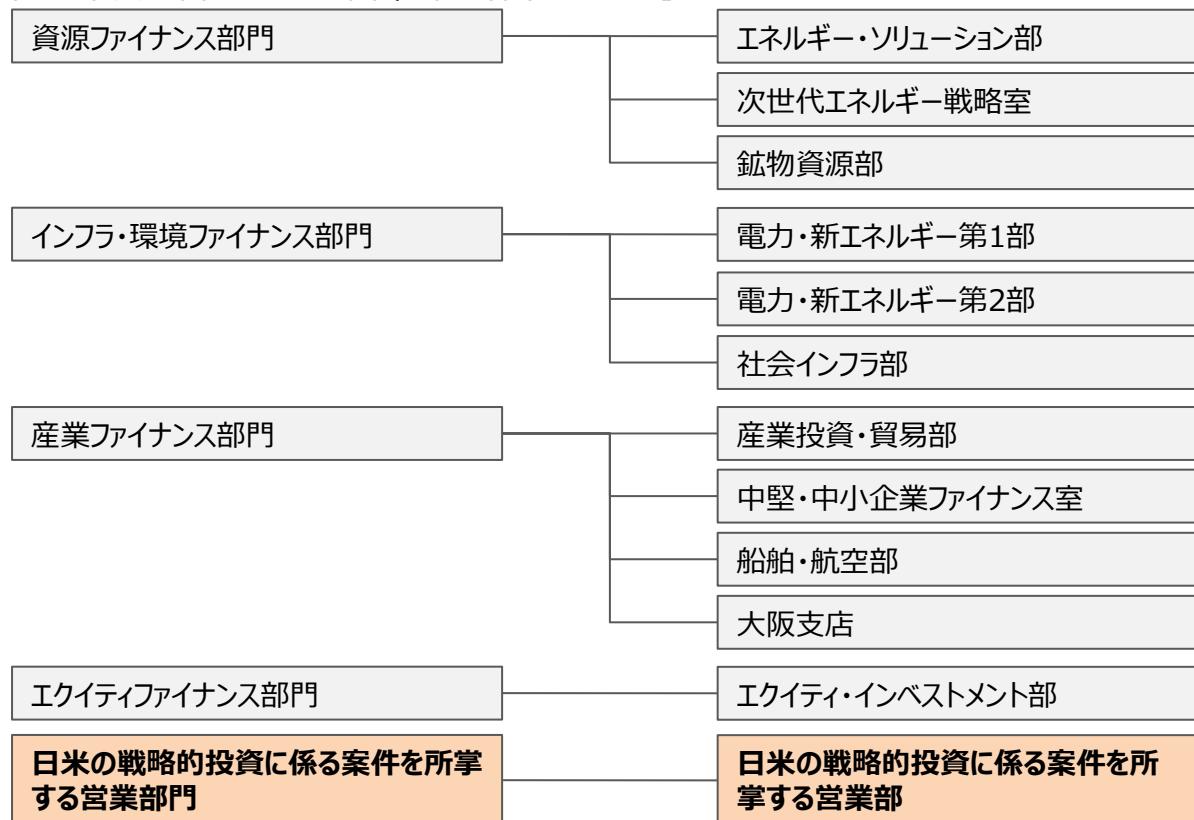
○大門実紀史君 当初、そもそも最初のこの仕組みの案は、アメリカの投資委員会がもう一方的に決める仕組みだけ提案されたのに対して、日本がそれでは幾ら何でもということでこの協議委員会を要求したという経過があるというふうにちょっと聞いております。つまり、アメリカは最初は日本の話を聞く気はなかったというようなところがあるような種類の問題だということなんですね。（略）それで、加藤大臣にまずお聞きしたいんですけど、やっぱりJBIC法というのがありますから、ちゃんと法に照らして融資を考えるとそういうわけにいかないんじゃないかと、きっちりした審査でアメリカにも言うべきことは言わなきゃいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（加藤勝信君） 国際協力銀行、JBIC法においては、JBICが我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融機能を担うこと、そして収支の健全性、これの確保、これが明確に定められております。今回の投資イニシアティブに基づく案件についても、JBICが投資を行うに当たっては、こうしたJBIC法の規定に沿って戦略的、法的に判断が行われるべきものであります。投資委員会へのインプットの提供に先立つ協議プロセスで、日本政府としては、必要な主張、今申し上げた点を踏まえて主張していくことは当然のことと考えています。

### 3-5. 日米の戦略的投資イニシアティブにおける 償還確実性・収支相償の原則の実効的担保に係る方針②

- 日米の戦略的投資は、JBICの足下の出融資残高を約3倍にするような多額の事業規模であり、投資案件が日米両国で構成される協議委員会を経て選定されるなど、JBICが従来行ってきた事業とは異なるプロセスの中で迅速な判断が求められることが想定される。
- 当面の対応として、分野にかかわらず統一的な対応を可能とすべく、本年11月4日に、各分野を担当する既存部門の人材を兼任させた戦略投融資室をインフラ・環境ファイナンス部門に設置。
- 8年度には日米対象分野を専担で所掌する新営業部門の新設を要求中。

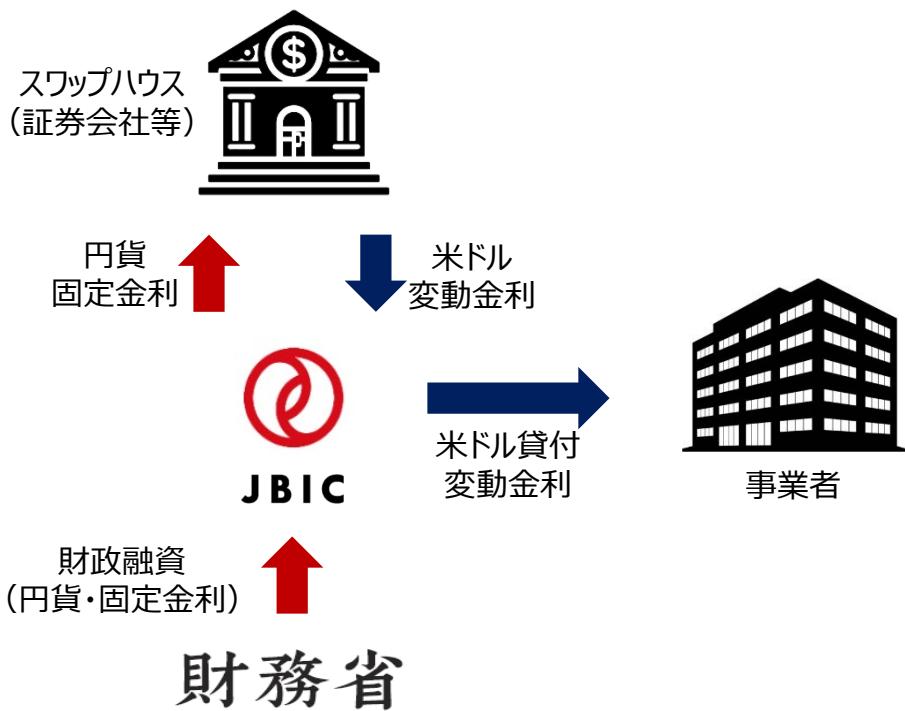
【令和8年度以降のJBICの営業部門体制イメージ】



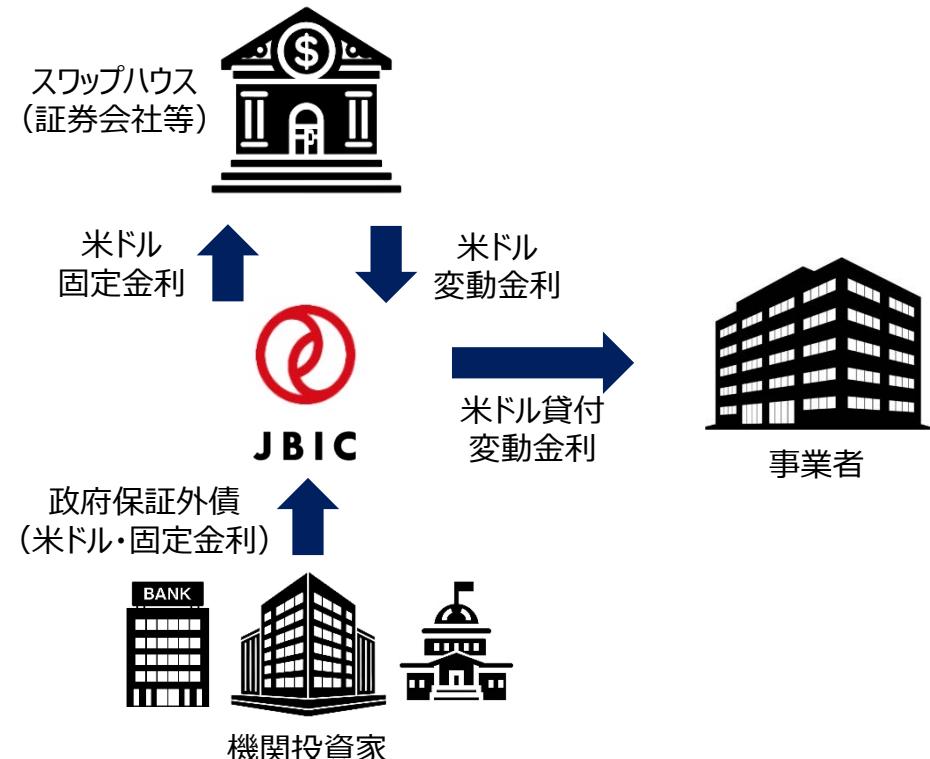
### 3 - 6. JBICの外貨調達方法①

- JBICは財政融資により円貨（固定金利）を調達しているが、事業者への貸付は基本的に米ドル（変動金利）で実行。そのため、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする通貨・金利スワップを実施し、米ドルを調達。
- また、政府保証外債を発行することにより、市場からの直接調達も行っている。
- 財政融資と政府保証の割合は調達コストや財投計画要求時点の市場情勢等を踏まえ決定しており、この数年は概ね 1 : 1。

#### 円投スワップによる外貨調達のイメージ



#### 政府保証外債による外貨調達のイメージ



### 3 - 7. JBICの外貨調達方法②

- JBICによる米ドルの調達は、調達コストや市場情勢等を踏まえ効率的に行われるべきであるが、日米の戦略的投資のために必要となる金額が膨大であることから、スワップ市場・外債市場への影響や市場の消化キャパシティを考慮した調達が必要。
- 調達環境に応じて最適な調達手段を選択するべく、一般業務勘定における財政融資と政府保証外債（5年以上）での調達割合を概ね1：1として要求。
- JBICは過去10年度において、財政融資を原資とした円投スワップによる外貨調達を年平均約3,200億円、政府保証外債（5年以上）による外貨調達を年平均約5,400億円実施。過去にはそれぞれ単年度において最大1兆円近く調達した実績がある。こうした調達実績等も踏まえつつ、今後JBICによる実際の調達のタイミングにおいて、市場環境を踏まえた金額・時期の検討が必要。
- 大規模資金調達に向けて、体制強化のため財務関連部署の増員を要求中。調達基盤をより一層拡大するべく、既存の取引先のみならず潜在的な取引先との更なる関係強化を実施中。また、潜在的にJBIC債に投資可能性のある新規投資家へのIR活動等を実施。
- なお、「日本戦略投資ファシリティ」においては、JBICのドル調達を補完することで、為替市場への影響を抑制することを目的に、融資額の原則5割を上限に外為特会からJBICへの貸付が可能。

(参考) JBICの過去10年度の調達実績

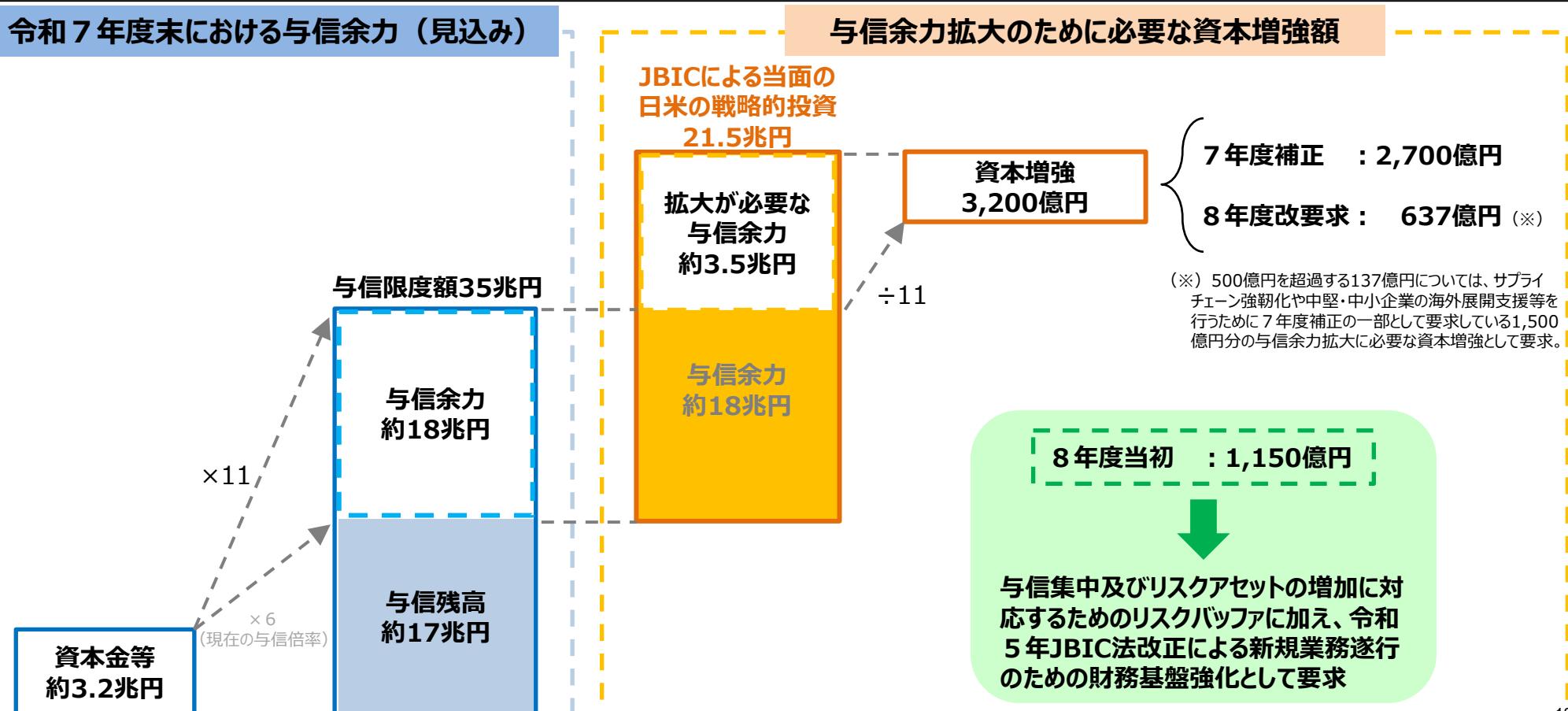
(単位: 億円)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	直近10年度平均	直近5年度平均
財政融資	2,449	5,305	2,095	1,096	437	149	115	9,092	9,527	1,540	3,181	4,085
政府保証外債（5年以上）	4,167	8,757	9,531	6,120	4,946	4,564	5,305	3,486	4,303	2,988	5,417	4,129
合計	6,616	14,062	11,626	7,216	5,383	4,713	5,420	12,578	13,830	4,528	8,597	8,214

### 3-8. 産業投資要求の考え方

- JBICは法律において、出融資等の与信残高は資本金等の合計の11倍を超えてはならないことを規定。
- 令和7年度末におけるJBICの与信余力は約18兆円と見込まれるところ、21.5兆円の日米の戦略的投資を行うには差分約3.5兆円の与信余力の拡大が必要であり、JBICは3,200億円の資本増強が最低限必要としている。
- 7年度補正として2,700億円を計上しているところ、8年度改要求（追加）として残りの500億円（加えて、7年度補正にて対応する一部事業に必要な137億円）を計上。8年度当初要求1,150億円については、与信集中及びリスクアセットの増加等に対応するための財務基盤強化として要求。  
(注) なお、令和7年度補正として計上している財政投融資追加額については、今後国会において審議。

#### 令和7年度末における与信余力（見込み）



- 
1. 機関の概要
  2. 令和8年度要求（改要求前）の概要
  3. 令和8年度要求（改要求後）の概要
  4. 編成上の論点

## 4. 編成上の論点

### ポイント

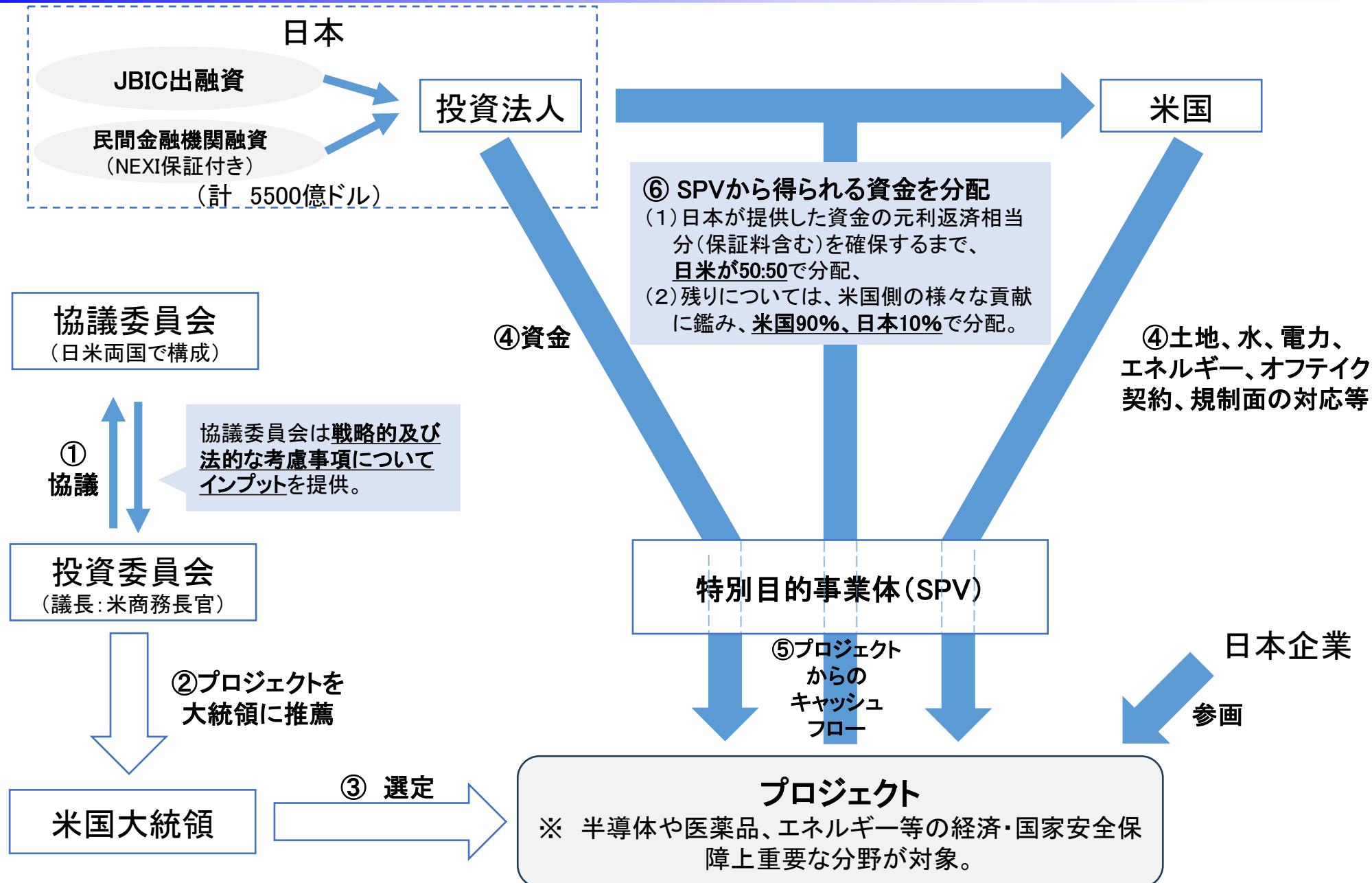
- 日米の戦略的投資においてJBICに求められる収支相償・償還確実性の原則を担保するには、案件組成の計画段階及び執行段階の両段階において日本側の関与が確保されている必要があるが、今後個別案件を組成する中で決定していく見込み。
- 事業規模はこれまでになく大きく、かつ投資案件が日米両国で構成される協議委員会を経て選定されるなど、JBICが従来行ってきた事業とは異なるプロセスの中で迅速な判断が求められることが想定されることから、案件組成やリスク審査等の業務の増加・高度化に対応できる体制整備が必要。

### 論点

- 事業規模の増大及び業務の増加・高度化に対応するためのJBIC体制整備について、人手不足の中で有為な人材をどのように確保するか。
- 戦略的投資はJBICの事業規模としてもこれまでになく大きく、かつ国民の関心が高いことを踏まえれば、案件の組成・進捗状況及びリスク管理に関する情報開示等により説明責任を果たすべきではないか。具体的には以下の取組により対応すべきではないか。
  - ・戦略的投資について、進捗やリスク管理の状況について適宜財務省理財局へ報告を行う。
  - ・少なくとも年に1回、財政投融資分科会へ戦略的投資の進捗実績やリスク管理の状況等について報告を行う。

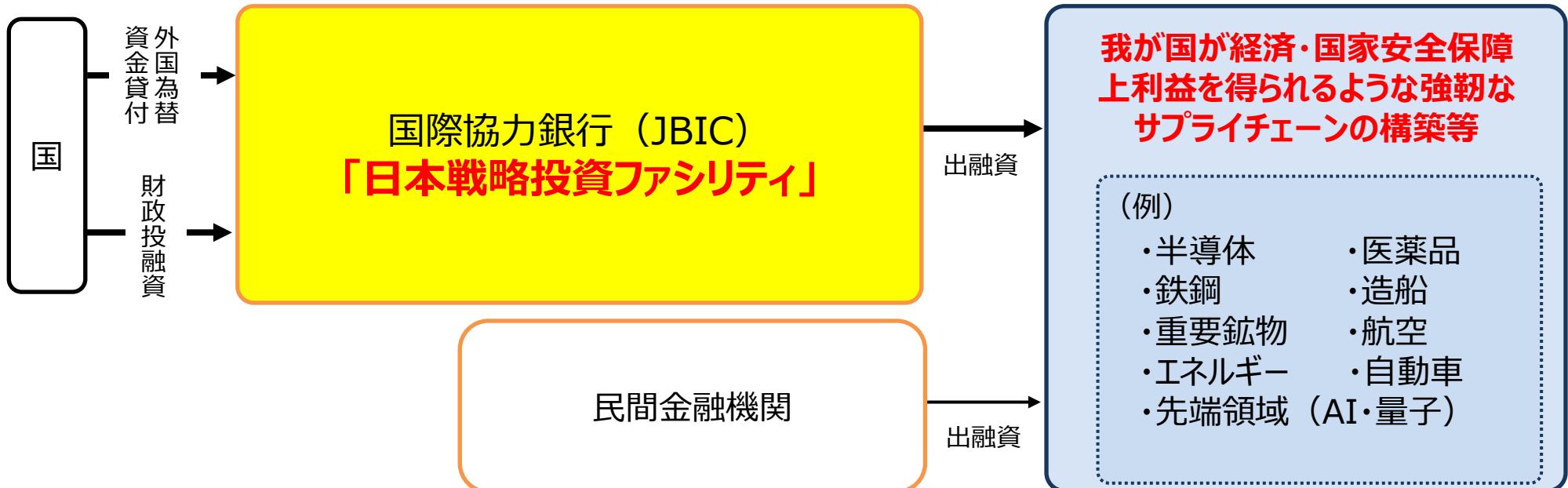
(參考資料)

# (参考) 日米政府の戦略的投資イニシアティブの概要



## (参考) 国際協力銀行 (JBIC) における「日本戦略投資ファシリティ」の創設

- JBICに「日本戦略投資ファシリティ」を創設（2025年10月～2029年3月までの3年半）。
- 9分野（注）を始めとする経済・国家安全保障上の重要分野における、日本企業の海外展開等を支援。これにより、日本、及び米国を含む投資先国が、共に利益を得られる強靭なサプライチェーンを構築することを目指す。  
(注) 9分野：半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、先端領域（AI・量子）



## (参考) 「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」について

今後、日米間の戦略的投資イニシアティブに基づき、速やかに投資を促進していくことが求められる。また、日本企業が戦略的な分野における海外展開を強化し、強靭なサプライチェーンを構築することは、我が国の経済・国家安全保障を強化する上でも、極めて重要。

- これらを踏まえ、先般、政令を改正（9月26日閣議決定）し、JBICによる先進国向けの事業等に係る業務の対象を追加。
- 具体的には、先進国を仕向地とする輸出金融や、先進国における事業に関して行うことができる投資金融の対象を新たに追加（下記）。

9分野	政令改正したもの(○) ( - は政令改正が不要なもの)	
	輸出金融	投資金融
半導体		-
医薬		○
鉄鋼		○
造船		-
重要鉱物	○	-
航空		-
エネルギー	○	-
自動車		○
AI・量子		-

## (参考) 日米間の投資に関する共同ファクトシート

- トランプ大統領の訪日に際し、10月28日に、日米政府の戦略的投資イニシアティブに基づくプロジェクト組成に関心を有している日米両国の企業の一覧として、「日米間の投資に関する共同ファクトシート」が公表されている。
- 共同ファクトシートでは、エネルギー、AIインフラの強化等の分野に関する総額約4,000億ドルに上る案件が挙げられている。

(単位：億ドル)

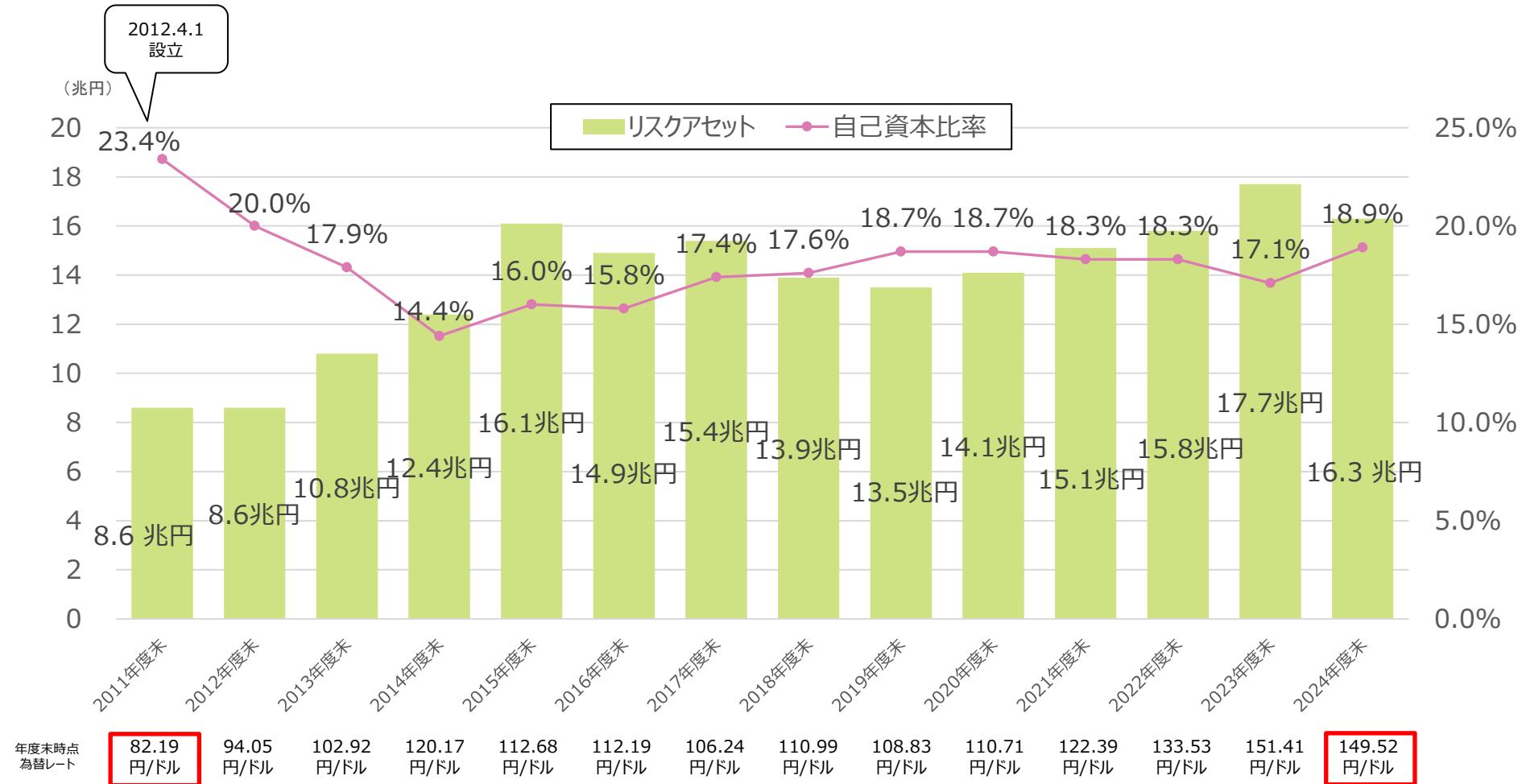
企業名	事業規模	企業名	事業規模	企業名	事業規模
1. エネルギー	3,270	2. AI 向け電源開発	-	4. 重要鉱物等	64.5
Westinghouse	1,000	ニュースケール／ENTRA1 エナジー	-	ファルコン・カッパー	20
GE ベルノバ日立	1,000	3. AI インフラの強化	600	カーボン・ホールディングス	30
ベクテル (Bechtel)	250	東芝	-	エレメントシックス・ホールディングス	5
キー・ウイット (Kiewit)	250	日立製作所	-	マックスエナジー	6
GE ベルノバ	250	三菱電機	300	ミトラケム	3.5
ソフトバンクグループ	250	フジクラ	-	合計	3934.5
キャリア (Carrier)	200	TDK	-		
キンダー・モーガン (Kinder Morgan)	70	村田製作所	150		
		パナソニック	150		

(注1)「日米間の投資に関する共同ファクトシート」を基に理財局にて作成。

(注2) 事業規模は最大総額（投資・売上等）を記載

## (参考) リスクアセット及び自己資本比率の推移

- 仮に、令和7年度補正及び令和8年度改要求の事業規模が満額執行される場合、リスク量の増加に伴い、8年度末のJBICの自己資本比率の低下が懸念される。



(注1) 本表記載の係数は、一般業務勘定の係数。

(注2) リスクアセットは、基準日時点のエクスポージャーに対し、対応するリスクウェイト（金融庁告示により、エクスポージャーの格付及びリスク属性（中央政府、政府系機関、金融機関、一般事業会社等）に応じて決定）を乗じることにより算出。

# (参考) 出融資実績、自己資本比率及び格付の推移等

## 大手邦銀の自己資本比率

みずほ銀行	16.27%	三菱UFJ銀行	19.63%	三井住友銀行	16.78%
みずほFG	17.75%	三菱UFJFG	18.83%	三井住友FG	15.18%

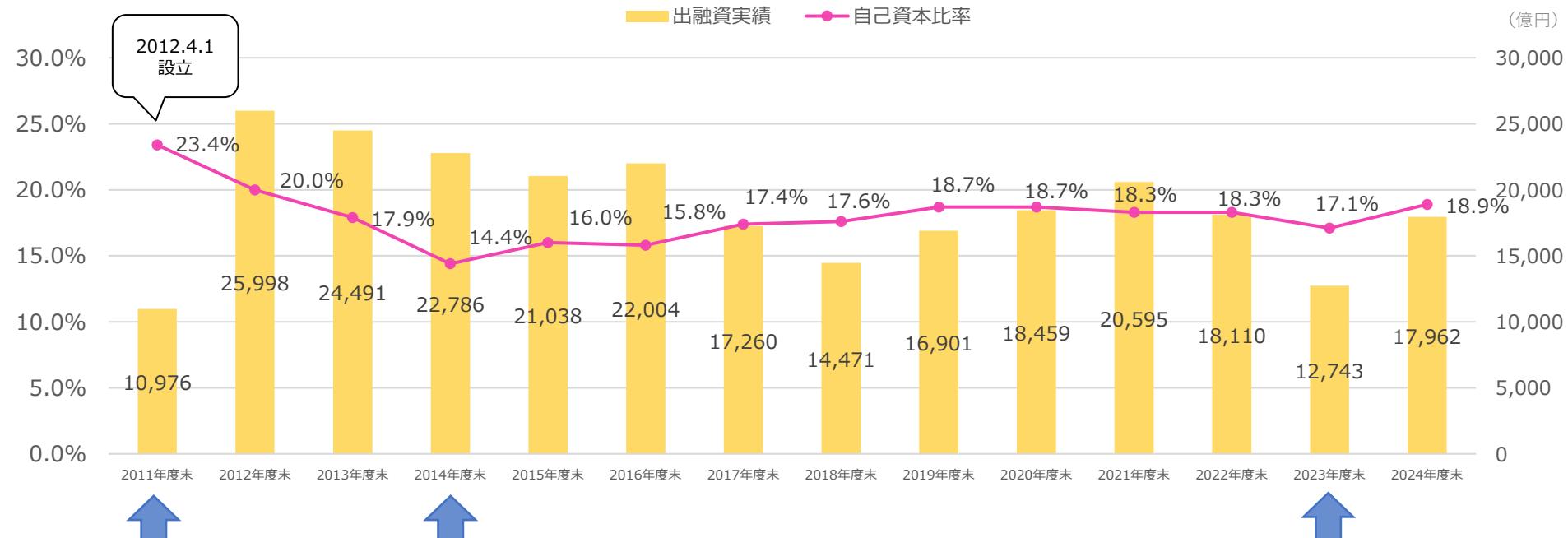
(2024年度末時点。各行の「自己資本の構成に関する開示事項」等より作成)

## 同等の海外公的機関の自己資本比率

EIB (EU)	31.7%	Bpifrance SA (仏)	27.4%
KfW IPEX銀行 (独)	30.3%	ICO (西)	23.1%
韓国輸出入銀行	15.4%	中国国家開発銀行	12.4%

(2024年度末時点。各機関の年次報告書等より作成)

## 出融資実績、自己資本比率及び格付の推移



	JGB	JBIC(注)
Moody's	Aa3	Aa3
S&P	AA-	AA-
R&I	AA+	AA+

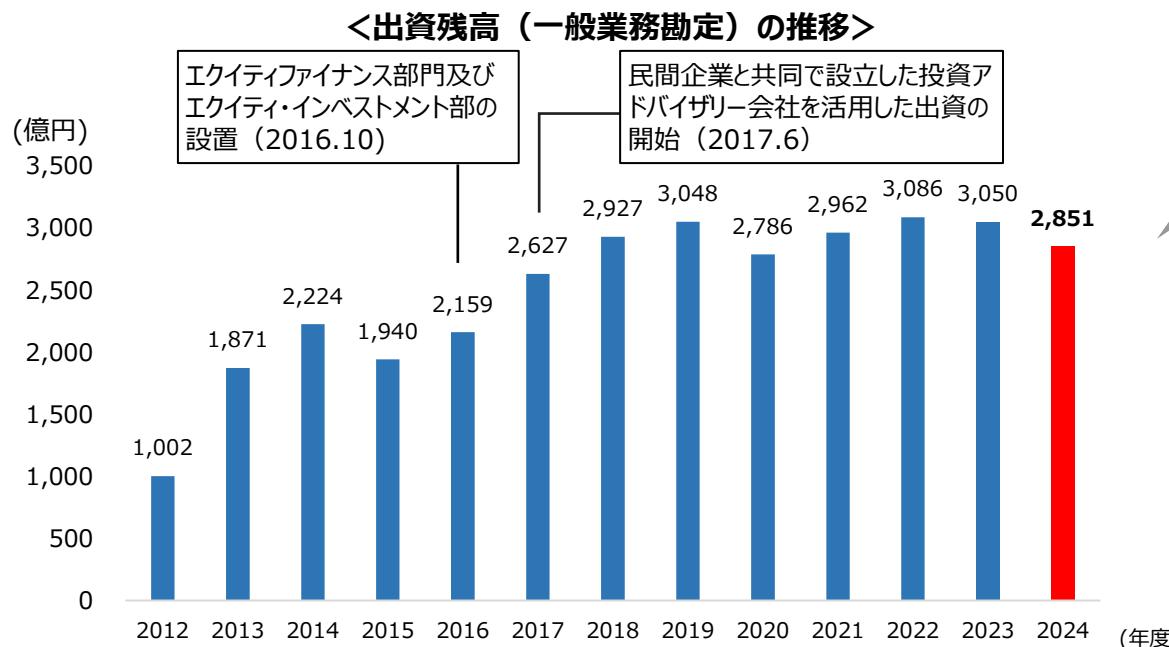
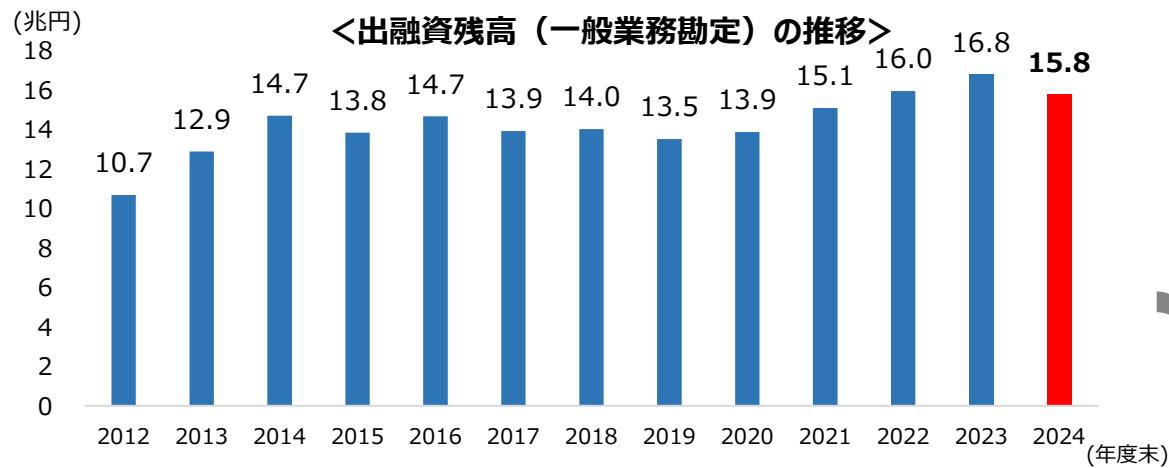
	JGB	JBIC(注)
	A1	A1
	AA-	AA-
	AA+	AA+

	JGB	JBIC(注)
	A1	A1
	A+	A+
	AA+	AA+

(注)発行体格付け  
(Bloombergの情報より作成)

# (参考) リスクプロファイルの変化

## リスクプロファイルの変化



## ＜JBIC、DBJ及び大手邦銀の不良債権比率（連結ベース）＞

	2012年度末	2024年度末
JBIC	1.89%	<b>3.11%</b>
DBJ	1.23%	0.74%
三菱UFJFG	1.80%	1.11%
三井住友FG	2.27%	0.67%
みずほFG	1.71%	0.97%

(各機関の年次報告書等より作成)

# (参考) リスクアセット圧縮に向けた取組み

## 個別案件事例

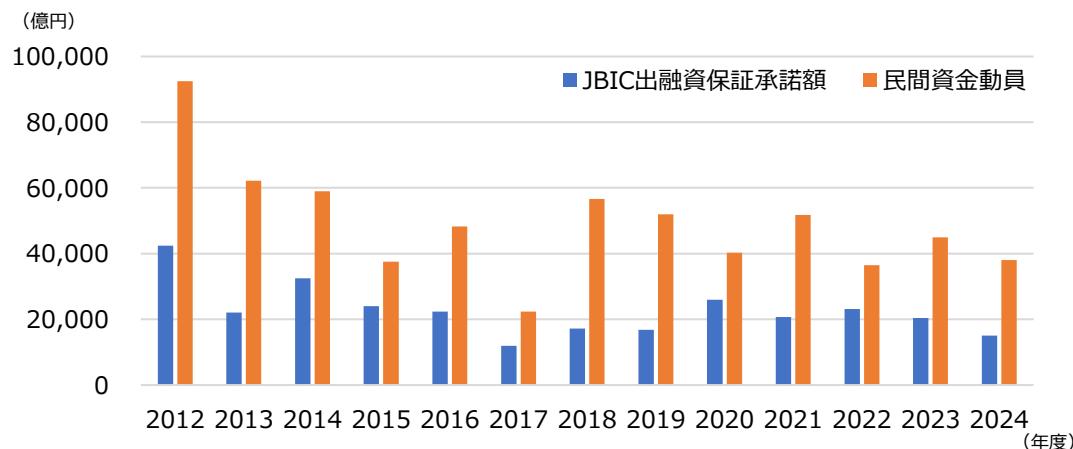
承諾年/月	案件名	本行承諾額/本行融資割合	協調融資行
2025/10	ウズベキスタン/サマルカンド太陽光発電及び蓄電事業	約636百万米ドル (約947億円) / <b>約44%</b>	アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、イスラム開発銀行、三井住友銀行、農林中央金庫等
2024/9	豪州/半導体企業M&A案件	1,490億円/ <b>約16%</b>	三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友信託銀行、りそな銀行、農林中央金庫等
2024/3	チリ/銅鉱山事業	950百万米ドル (約1,403億円) / <b>約38%</b>	カナダ輸出開発公社、韓国輸出入銀行、ドイツ復興金融公庫、三井住友銀行等

## JBIC貸付債権のうち流動化対象額

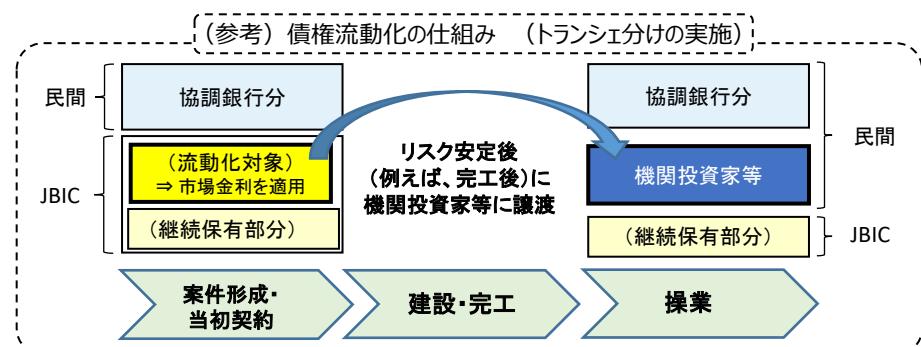
年度	流動化対象額	融資承諾額 全体に占める割合
2016年度以前	5,181億円	7%
2017年度	1,134億円	11%
2018年度	434億円	3%
2019年度	699億円	4%
2020年度	1,070億円	5%
2021年度	738億円	4%
2022年度	1,896億円	9%
2023年度	473億円	3%
2024年度	589億円	4%
合計	12,214億円	6%

(注) 2024年度末時点

## JBICによる民間資金動員の額



(注) 民間資金動員額は、JBICが参画した案件において民間から動員された出融資額（コミットベース）である。



# (参考) JBICの業務目的

## 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年五月二日法律第三十九号）（抄）

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

### 我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与

#### ミッション

##### 資源の確保

- ・資源の権益取得/輸入
- ・資源インフラ等の事業環境整備
- ・資源国との関係強化

##### 国際競争力の維持・向上

- ・海外市場・経営資源の確保
- ・ネットワークの高度化・安定化
- ・投資環境整備/市場育成
- ・経済連携・地域協力

##### 地球環境保全

- ・再生可能エネルギー
- ・省エネ
- ・グリーンモビリティ
- ・スマートエナジー
- ・スマートシティ

##### 金融秩序混乱への対応

- ・市場育成・安定化
- ・金融危機への対応

#### 支援メニュー

ミッション遂行のため、ニーズにマッチした最適な手法を活用。  
市場を創出・仲介する機能も積極的に発揮。

##### 輸出金融

出資

##### 輸入金融

貸付

##### 投資金融

保証

##### 事業開発等金融

公社債取得

証券化

# (参考) JBICの中期経営計画

- 第5期中期経営計画（2024～2026年度）において、ロシアによるウクライナ侵攻、先進国とグローバルサウスの関係性の大きな変化、サプライチェーンの再構築やエネルギー・食料問題を含む経済安全保障の確保、インフレ・債務コスト増等の国際金融環境の変化といった歴史的・構造的課題・変化に直面し、不確実性を増す世界情勢を踏まえ、政策金融の視点から重点的に取り組んでいくべきと考える課題（重点取組課題）を設定。



## 第5期中期経営計画の重点取組課題の考え方

### I 持続可能な 未来の実現

様々なステークホルダーと共に、世界共通の課題であるカーボンニュートラルや相手国が抱える社会課題を達成・解決し、持続可能な未来を実現する

### II 我が国産業の 強靭化と 創造的変革の支援

エネルギー安全保障やサプライチェーン再構築等による経済安全保障の確保、スタートアップを含む革新的技術・新事業の展開、中堅・中小企業の海外展開への支援を通じ、我が国産業の強靭化と創造的変革に貢献する

### III 戦略的な 国際金融機能の 発揮による独自の ソリューション提供

グローバルな視座を持った政策金融機関として、多国間連携や特別業務を含むリスクテイク機能等独自のソリューションを活用し、対外経済政策実現を後押しする

### IV 価値創造に向けた 組織基盤の 強化・改革

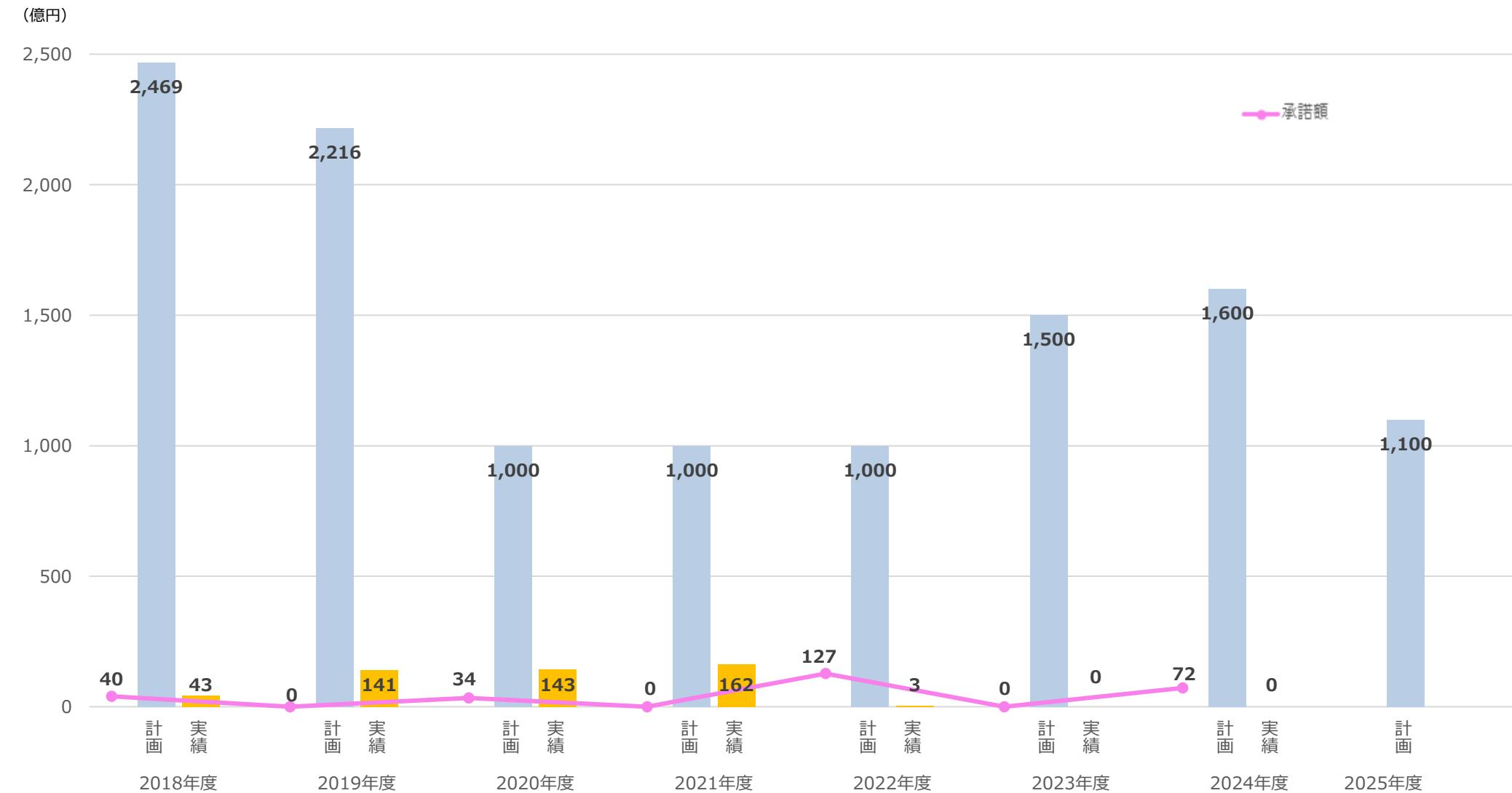
時代や環境に即応し、価値創造していくため、役職員の能力を最大限発揮できるエンゲージメントの高い組織へ進化していく

## (参考) 近年の一般業務の事業規模の推移



(注) 計画は補正後の金額。なお、令和7年度（2025年度）補正として73,000億円の追加措置を今後国会において審議。

## (参考) 近年の特別業務の事業規模の推移



(注) 計画は補正後の金額。

# (参考) JBICの案件例

## 資源・エネルギー安全保障強化への取組

### UAE/ADNOC向け融資 (①輸入金融②地球環境保全業務)

(①2025年11月②2025年2月) (①1,800百万米ドル (約2,649億円) ②52百万米ドル (約97億円) )

- ①日本企業が原油を長期かつ安定的に輸入するために必要な資金について、アブダビ国営石油会社 (ADNOC) に対し融資。
- ②ADNOC子会社がアジアやアフリカ等の第三国で実施する再生可能エネルギー・次世代エネルギー供給に資する事業を支援。

### アメリカ/低炭素アンモニアの製造・販売事業

(2025年6月) (約626百万米ドル (約892億円) )

- 三井物産等が出資する米国法人がルイジアナ州にて実施する、低炭素アンモニアの製造・販売事業に必要な資金を支援。

### モザンビーク/LNG事業(ロブマ・オフショア・エリア1鉱区)

(2020年7月) (約3,000百万米ドル (約3,212億円) )

- 三井物産、JOGMEC等がモザンビーク最北部カーボデルガード沖合に位置するガス田を開発し、原料ガスを海底パイプラインにて搬送、LNG等を製造・販売する事業を支援。

## 巨額なM&A案件への取組

### オーストラリア/ルネサスエレクトロニクス半導体関連企業買収

(2024年10月) (1,490億円)

- ルネサスエレクトロニクスが、半導体をはじめとする電子部品を搭載するプリント基板の設計ソフトウェアを設計・開発・販売する豪州法人を買収するために必要な資金の一部を支援。

### アイルランド/三井住友ファイナンス&リース傘下の航空機リース会社による航空機リース会社の買収

(2022年12月) (約2,000百万米ドル (約2,782億円) )

- 三井住友ファイナンス&リース傘下の航空機リース会社が独立系の航空機リース会社を買収するために必要な資金の一部を支援。

(注) カッコ書きの円建ての金額はいずれも調印時の前月末TTMレートで換算。

## 巨額なPF案件への取組

### ウズベキスタン/サマルカンド1・2太陽光発電及び蓄電事業

(2025年10月) (約636百万米ドル (約947億円) )

- 住友商事、中部電力及び四国電力等が、総発電容量約1,000MWの太陽光発電施設及び総蓄電容量1,336MWhの蓄電設備を建設・所有・運営し、完工後25年 (蓄電設備は10年) に亘りウズベキスタン国営送電公社に売電する事業を支援。

### エジプト/洋上風力発電事業

(2022~2024年) (約572百万米ドル (約831億円) )

- スエズ湾沿いのRas Ghareb地区において、①豊田通商等が発電容量約650MWの陸上風力発電所を、また②住友商事等が発電容量約500MWの陸上風力発電所を、建設・所有・運営し、完工後25年間にわたりエジプト送電公社に売電する事業を支援。

## 出資機能強化によるリスクマネー供給

### 日印ファンド (India-Japan Fund) 向け出資

(2023年8月) (約250億インドルピー (約433億円) )

- インドにおける環境保全分野及び日本企業と協業可能性のあるインド企業又はプロジェクトに投資するファンドに対して、インド政府とともに出資するもの。
- 本ファンドは、インドの政府系ファンド管理会社であるNIIFLが組成・運営し、運営面ではJBICと経営共創基盤との合弁会社であるJBIC IG Partnersと連携。

## 革新的技術・事業の展開支援

### ドイツ/地熱発電及び地域熱供給事業【特別業務】

(2024年4月) (43百万ユーロ (約72億円) )

- Eavor Geretsried社が、新技術の初の商用化プロジェクトとして、発電出力約8.2MW (熱出力約64MW) の地熱発電プラントの建設・所有・運営を行う事業を支援。

# (参考) 特別業務の運用体制見直し (スタートアップ)

- JBICはスタートアップ投資委員会及び投資チームを立ち上げ、2024年10月より、下記を骨子とする投資戦略に基づき、日本・海外のスタートアップへの投資活動を開始。
- JBICは、投資活動を通じて、我が国発スタートアップの海外展開、及び海外スタートアップと我が国企業の協業支援による我が国産業界の国際競争力強化への貢献により、日本のスタートアップ・エコシステムの育成に資することを目指す。

## 1. 投資対象



海外で新たに事業を行う**日本発スタートアップ**

(日本法人／日本人が創業・出資する海外法人)

**シンガポール**を中心とするASEANスタートアップ

## 2. 投資テーマ



**産業変革(Industrial Transformation)**

**サステナビリティ(Sustainability Transformation)**

(例) Enterprise Software, AI, Robotics, Logistics, Fintech, Insure-tech,  
E-Commerce, Food, Agtech, Energy, Mobility, Climate-tech

## 3. 投資ステージ等



ステージ : ミドル・レイター(シリーズB～)を中心

チケットサイズ : 1～10億円程度

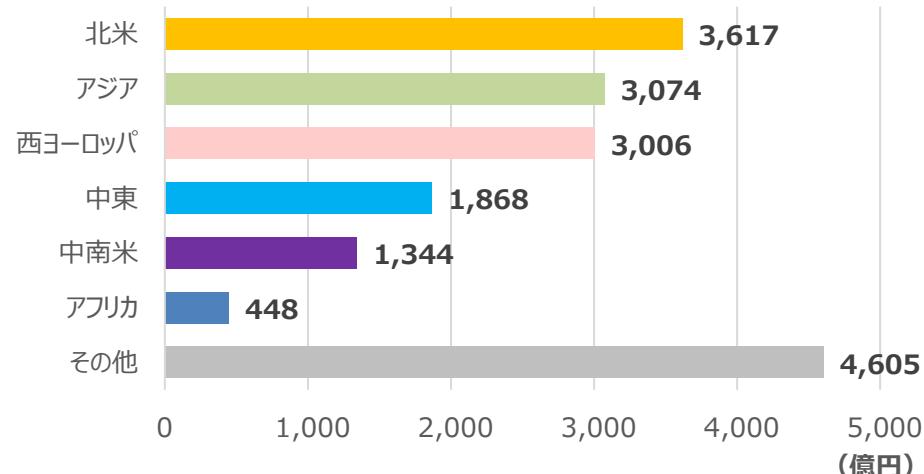
(1件あたり投資額)

投資期間 : 3年間(～2027年9月)

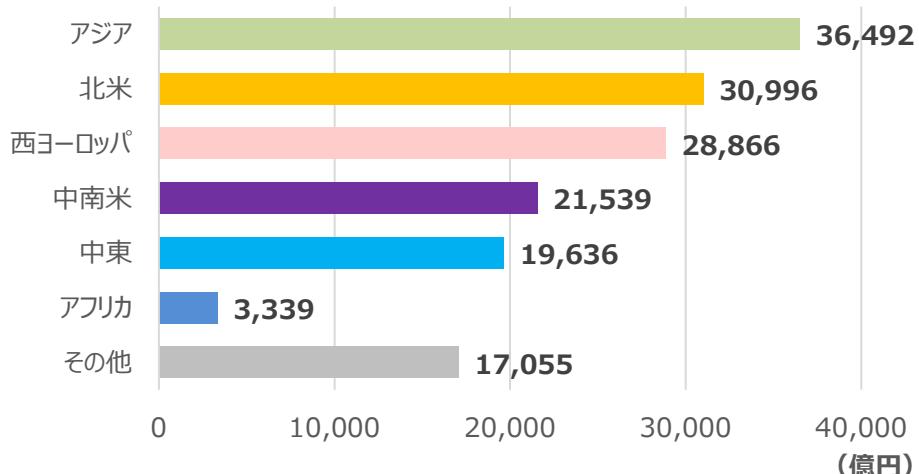
回収期間 : 12年間(～2036年9月)

# (参考) 出融資実績

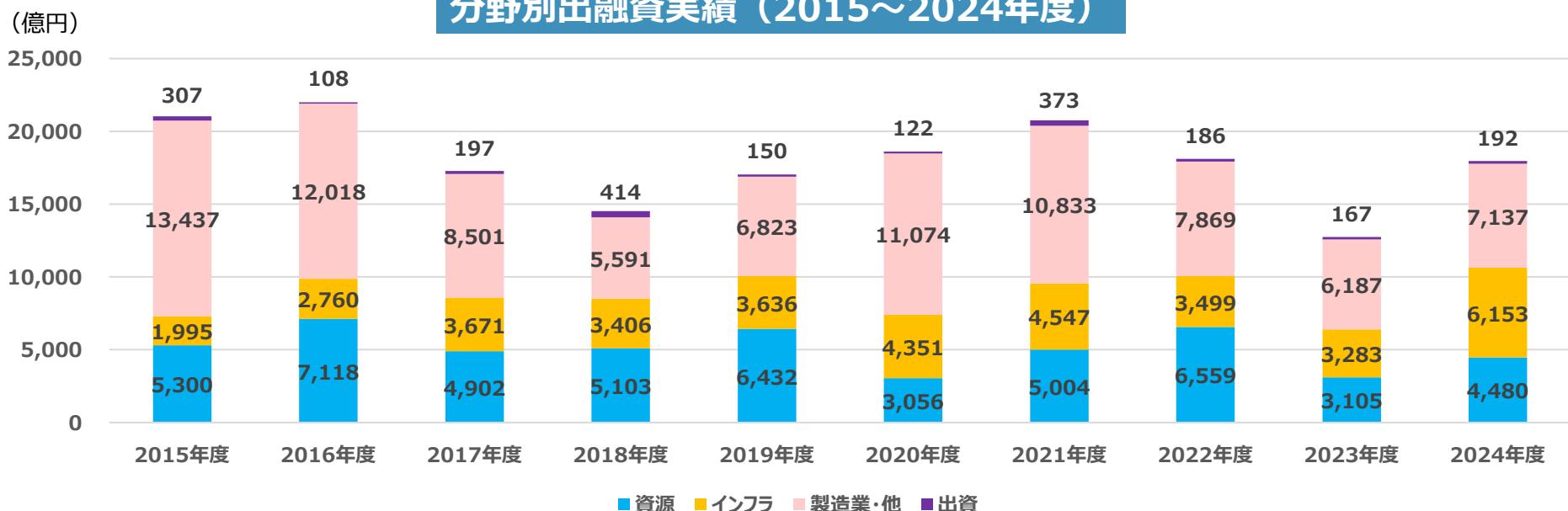
## 地域別出融資実績 (2024年度)



## 地域別出融資残高 (2024年度末)



## 分野別出融資実績 (2015~2024年度)



# (参考) 財務状況

## 一般業務勘定

貸借対照表（令和7年3月31日）

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	201,062	負債の部	172,103
現金預け金	24,486	借用金	87,162
有価証券	2,939	社債	61,196
貸出金	154,005	支払承諾	13,253
支払承諾見返	13,253	その他	10,489
貸倒引当金	▲5,017	純資産の部	28,959
その他	11,394	資本金	20,045
		利益剰余金	11,618
		その他有価証券評価差額金	283
		繰延ヘッジ損益	▲2,987
資産の部合計	201,062	負債及び純資産の部合計	201,062

損益計算書（令和7年3月期）

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	9,353	経常収益	10,194
資金調達費用	8,665	資金運用収益	9,819
役務取引等費用	33	役務取引等収益	203
その他業務費用	40	その他業務収益	7
営業経費	289	その他経常収益	163
その他経常費用	325		
経常利益	840		
特別損失	-	特別利益	0
当期純利益	840		

※単位未満切り捨て

## 特別業務勘定

貸借対照表（令和7年3月31日）

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	3,353	負債の部	67
現金預け金	3,113	借用金	42
有価証券	75	その他	25
貸出金	138	純資産の部	3,286
その他資産	25	資本金	3,283
貸倒引当金	▲0	利益剰余金	2
		繰延ヘッジ損益	1
資産の部合計	3,353	負債及び純資産の部合計	3,353

損益計算書（令和7年3月期）

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	43	経常収益	39
資金調達費用	6	資金運用収益	11
役務取引等費用	1	役務取引等収益	1
営業経費	4	その他経常収益	27
その他経常費用	30		
		経常損失	3
		当期純損失	3

※単位未満切り捨て

# 財政制度等審議会 財政投融資分科会

## 説明資料

### (電力広域的運営推進機関)

資源エネルギー庁

2025年12月5日

# 目次

1. 機関の概要等
2. 令和8年度要求の概要
  - (1) 政策的必要性
  - (2) 民業補完性
  - (3) 償還確実性
3. 参考

## 1. 機関の概要等

## 2. 令和8年度要求の概要

- (1) 政策的必要性
- (2) 民業補完性
- (3) 償還確実性

## 3. 参考

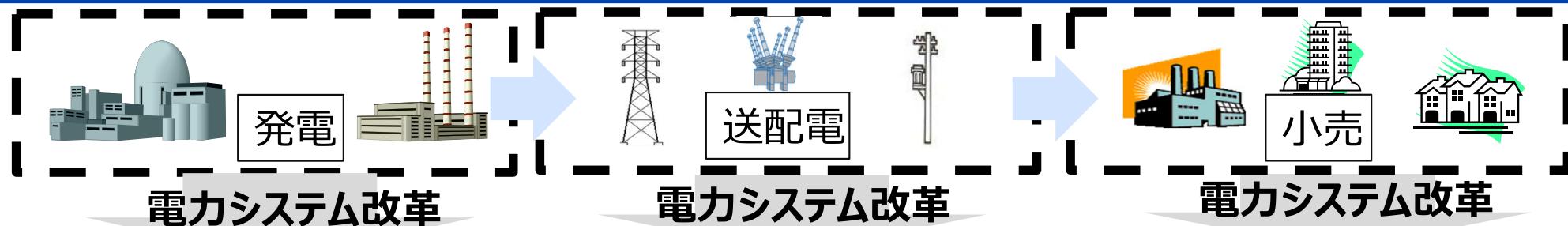
# 1 - 1 . 電力事業の概要

①安定供給の確保②電気料金の最大限の抑制③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大等を目的に、1995年以降、段階的に電力システム改革を実施。

- 送配電事業 → 従来型の規制存置（許可制、地域独占、総括原価、需給調整責任）
- 小売事業 → 自由化（登録制、供給力確保義務）+電取委※を通じた適正な競争の確保
- 発電事業 → 自由化（届出制、経産大臣の供給命令に従う義務）+供給計画を通じた供給力全体の管理

※電力・ガス取引監視等委員会

## 地域独占電気事業会社（戦後～10社）



### 自由化

#### 発電事業者（届出制）

1995年 発電部門自由化

様々な事業者が参入（1,306者）  
〔・日本製鉄 ・住友大阪セメント  
・ENEOS ・JR東日本  
・王子製紙 等〕

### 規制

#### 送配電事業者（許可制）

2015年 電力広域的運営推進  
機関創設  
2020年 発送電分離

全国的な連携を強化  
送配電部門の規制は存続

### 自由化

#### 小売電気事業者（登録制）

2000～04年部分自由化・範囲拡大  
※特別高圧→高圧  
2016年 全面自由化（家庭など）

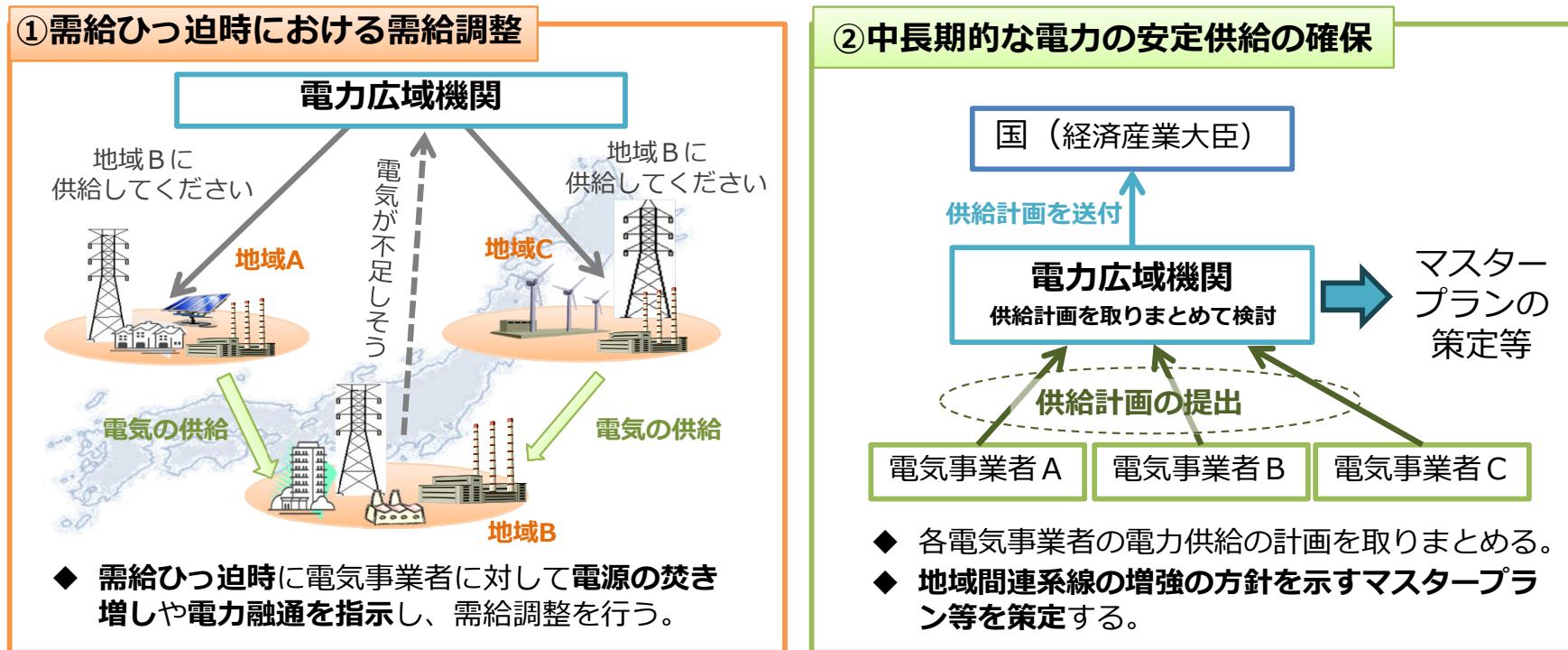
様々な事業者が参入（783者）

〔・ガス事業者 ・通信事業者 ・商社  
・石油元売り ・鉄道会社 ・住宅メーカー等〕

※発電事業者数及び小売電気事業者数は、2025年11月1日時点

## 1 - 2 . 電力広域的運営推進機関の概要

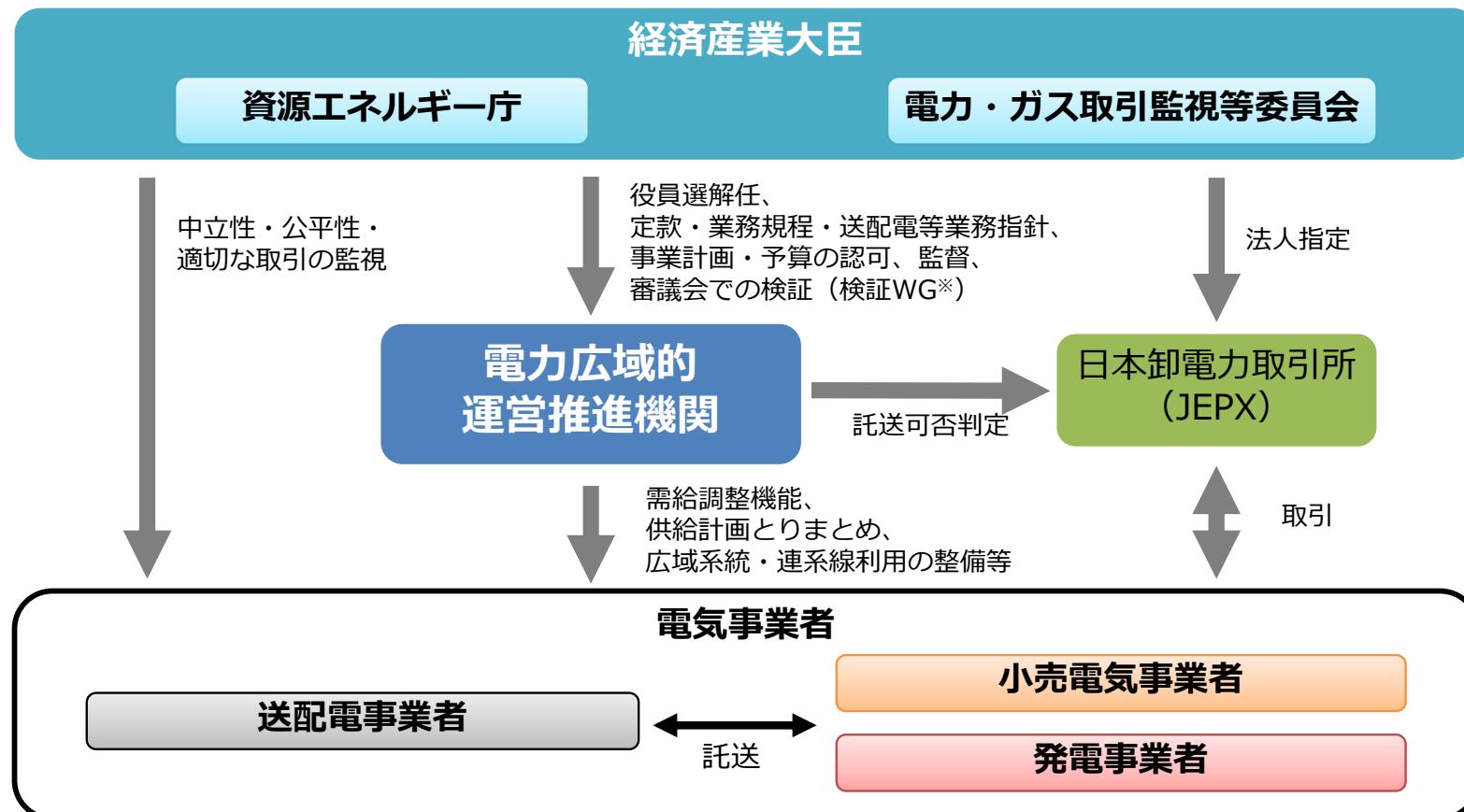
- 2015年4月、送配電網の広域運用の司令塔として、電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」又は「広域機関」という。）を創設。広域機関は、**需給ひつ迫時における地域間の需給調整や、地域間連系線等の増強の推進**を通じ、全国大での系統運用を進めている。
- 供給力確保のための**容量市場の運営や再エネ出力制御の妥当性の検証、再エネ特措法に基づくFIT・FIP納付金の管理等**も実施している。



出典：第26回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料 4を一部加工

### 1 - 3. 電力広域的運営推進機関の位置づけ

- 機関における組織の「かたち」やガバナンス、事業計画や予算も含めた、組織の活動に係る重要事項は全て**経済産業大臣の認可事項**



## ※電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ

出典：第1回電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2020年7月29日開催）より抜粋

1. 機関の概要等

2. 令和8年度要求の概要

- (1) 政策的必要性
- (2) 民業補完性
- (3) 償還確実性

3. 参考

## 2 - 1 . 令和8年度要求の概要

- 電源や系統の整備にかかるリードタイムを考慮すると、DXやGXによる今後の需要拡大や、2050年カーボンニュートラルに対応するためには、短期間に集中して、大規模な投資を行う必要。
- そのため、特に、民間からの資金調達が難しい長期かつ大規模な投資に対し、財政融資を活用した融資制度を通じて支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。
- 令和8年度においても、電源及び系統において、長期かつ大規模な投資案件が複数件、想定されることから、必要な財政融資の要求を行いたい。

(単位:億円)

区 分	令和8年度 要 求 額	備 考
事業規模	540	
電源整備貸付	240	電源整備を促進するための貸付
系統整備貸付	300	系統整備を促進するための貸付
財政投融資	540	
財政融資	540	
産業投資	—	
政府保証	—	
自己資金等	—	

### 【参考】東電PG（印西・白井エリア）における 系統整備に関する状況

- 千葉県印西・白井エリアでは強固な地盤や都心へのアクセスの良さ等を背景に、データセンター等の立地が進み、電力需要が増加。
- 東電PGでは、こうした需要増に対応するため超高圧変電所（千葉印西変電所）を整備するなど必要な対策工事を実施。
- 他方、東電PGにおいて現在計画中の工事による供給可能量を超える需要の申込みがきており、立地条件によっては更なる対策工事が必要となるため、数年以上の工期を必要とする場合も存在。

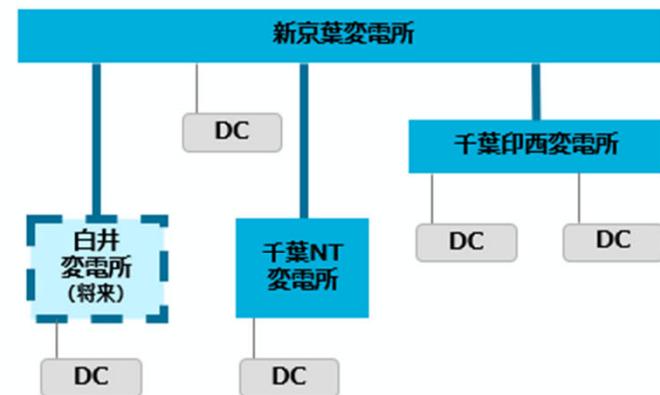
工事イメージ



地下トンネル（洞道）内



系統構成イメージ



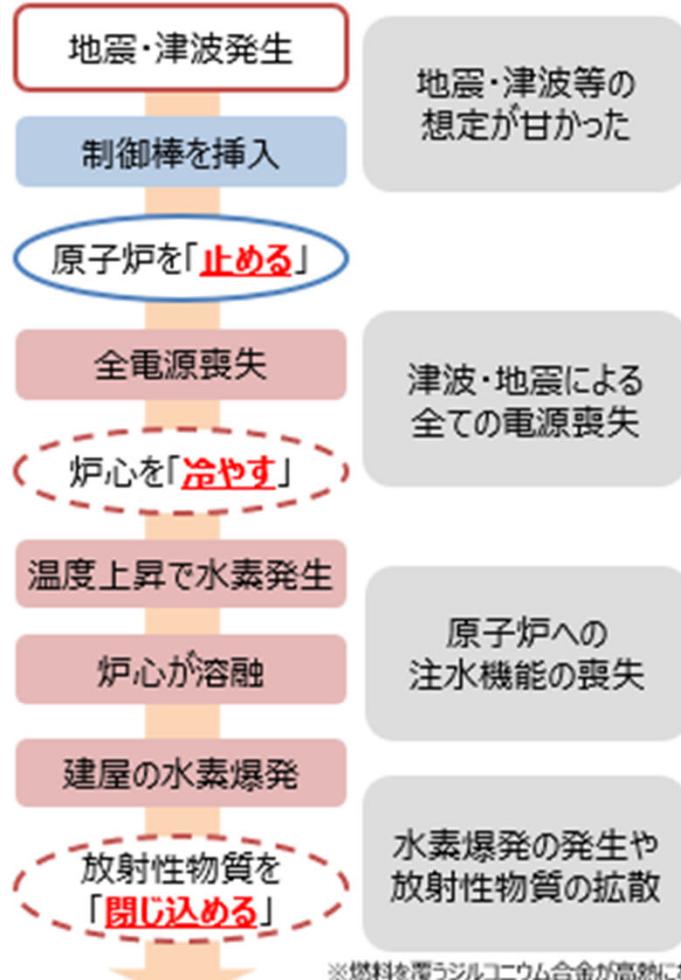
東京電力ホールディングス「世界を魅了するINZAIの激増する電力需要を支える挑戦」（2024/7/30）（2025/3/3閲覧）  
[https://www.tepco.co.jp/toudenhou/pg/1668074\\_9043.html](https://www.tepco.co.jp/toudenhou/pg/1668074_9043.html)

## 2-3. 大規模な電源整備の例

### (参考) 東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓とした安全対策の例

- 事故の教訓を踏まえ、厳しい自然災害を想定し、大規模な防潮堤など、安全対策を実施。
- 電源の喪失や水素爆発など、過酷な事態が生じることも想定し、多重の備えを実施。

#### (1F事故での教訓)



#### ●地震の想定を引き上げ

引き上げ幅 最大420ガル  
(例) 女川 580ガル→1000ガル  
※東日本大震災時は567.5ガル



#### ●津波の想定を引き上げ

太平洋側: 10m程度の引き上げ  
その他地域: 2~4m程度の引き上げ  
(例) 女川 13.6m→23.1m  
海拔29mの防潮堤設置  
※東日本大震災での津波は13m



#### ●非常用電源を強化

(例) 女川原子力発電所  
重源車 0台→11台  
ガスタービン発電機車 0台→2台  
蓄電池 8時間分→24時間分



#### ●注水冷却機能の多様化

(例) 女川原子力発電所  
淡水貯水槽の設置  
高压代替注水設備の設置  
大容量送水車の配備 等



#### ●発生した水素を除去する装置を導入

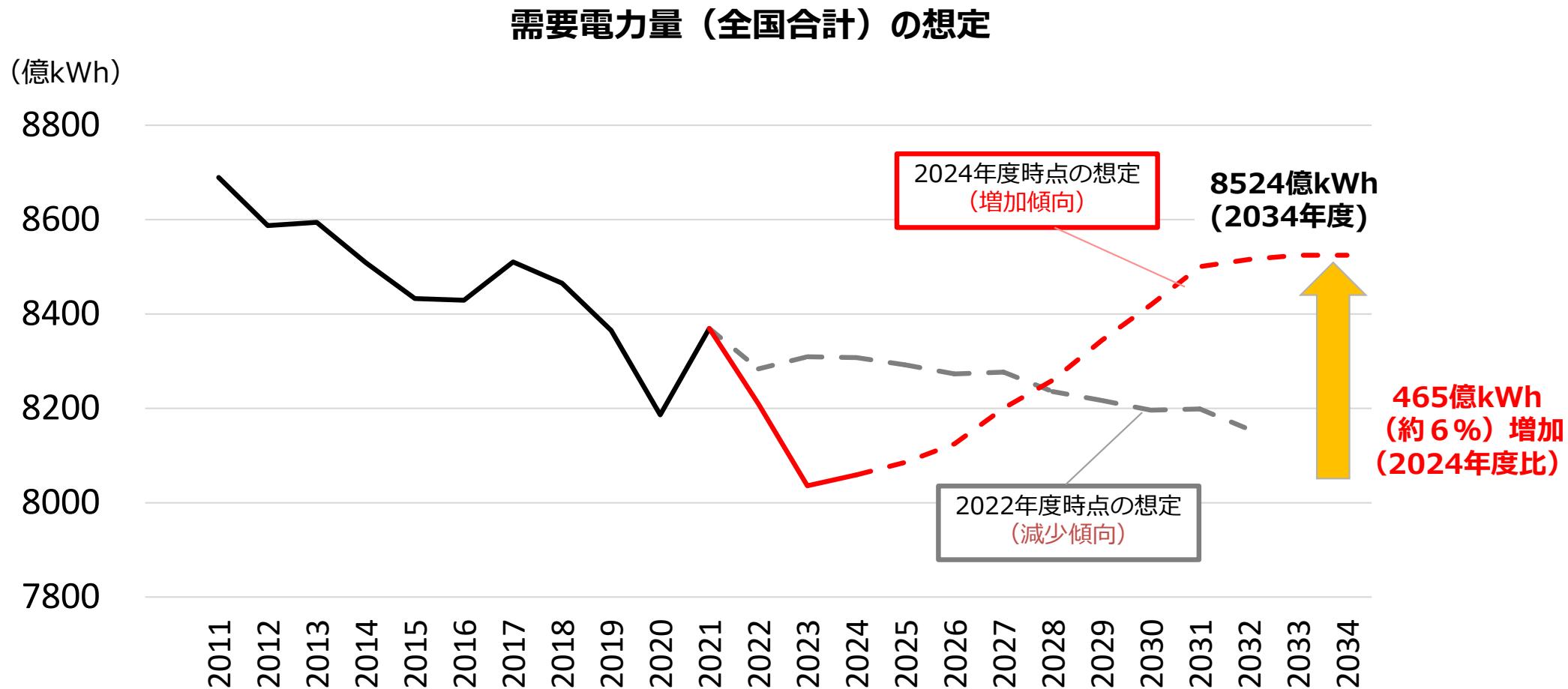
#### ●放射性物質の大気中への放出を抑制する装置(フィルタベント設備)を導入



※別途、意図的な航空機衝突等のテロリズムによる重大事故等に対処するためのバックアップ施設として、特定重大事故等対処施設を一定期限内に設置することが義務付け。

## 2-(1)-1. 日本における電力需要の見通し

- 日本の電力需要は、従来、人口減等により緩やかに減少する見通しだったが、近年、データセンターや半導体工場の新增設等による産業部門の電力需要の大幅増加により、今後、**2030年度にかけて大きく増加する見込み**へと変わってきた。

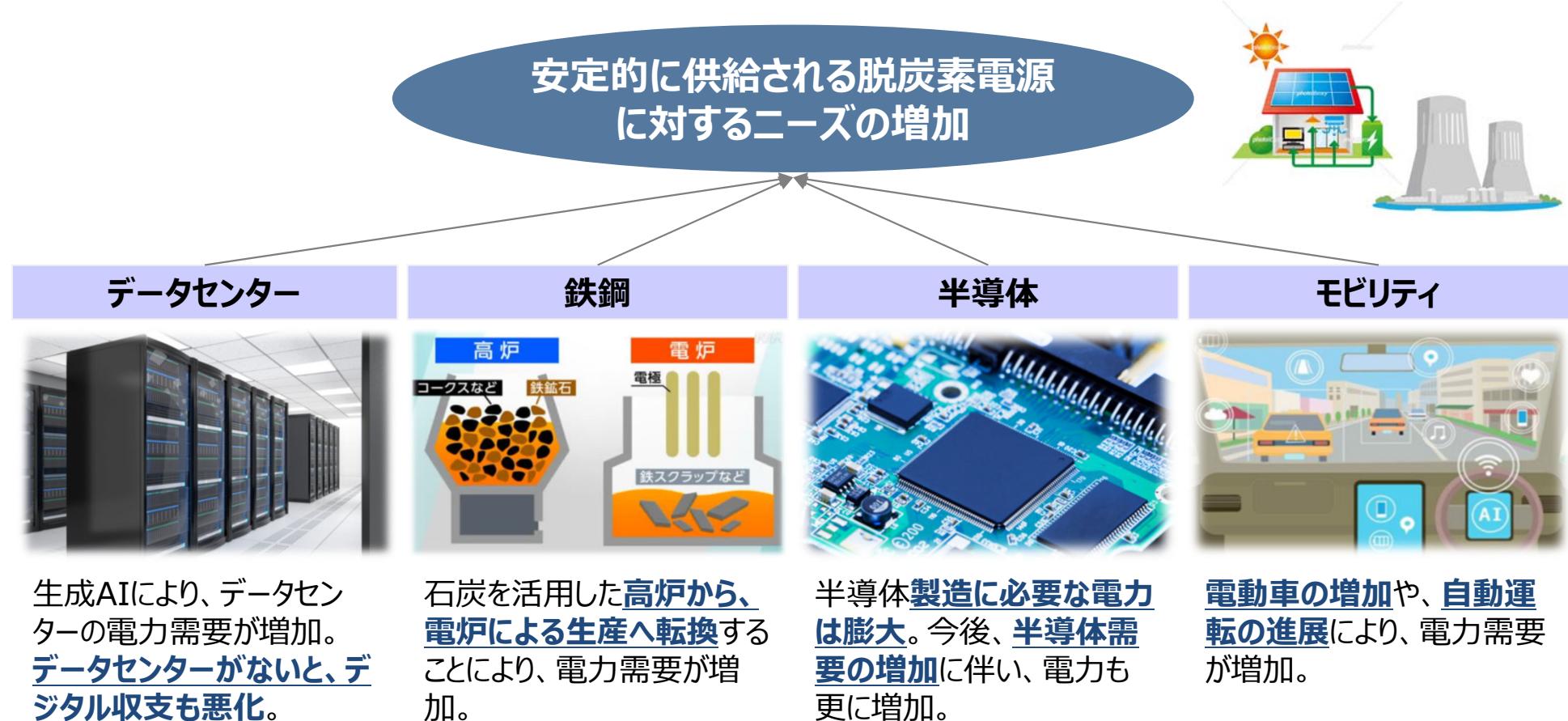


※ 現時点でのデータセンター・半導体工場の申込状況をもとに想定した結果、  
2031年度を境に伸びが減少しているが、将来の新增設申込の動向により変わる可能性がある。

出典：電力広域的運営推進機関HP 2025年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について

## 2-(1)-2. 安定的な脱炭素電源供給の意義

- 生成AIの登場により拡大が見込まれるデータセンター、半導体、素材産業などの基幹産業は、いずれも我が国の経済成長、地方創生、国民生活に不可欠。
- サプライチェーン全体の脱炭素化が求められる中、これらの国内投資には、安定的に供給される脱炭素電源の確保が急務。



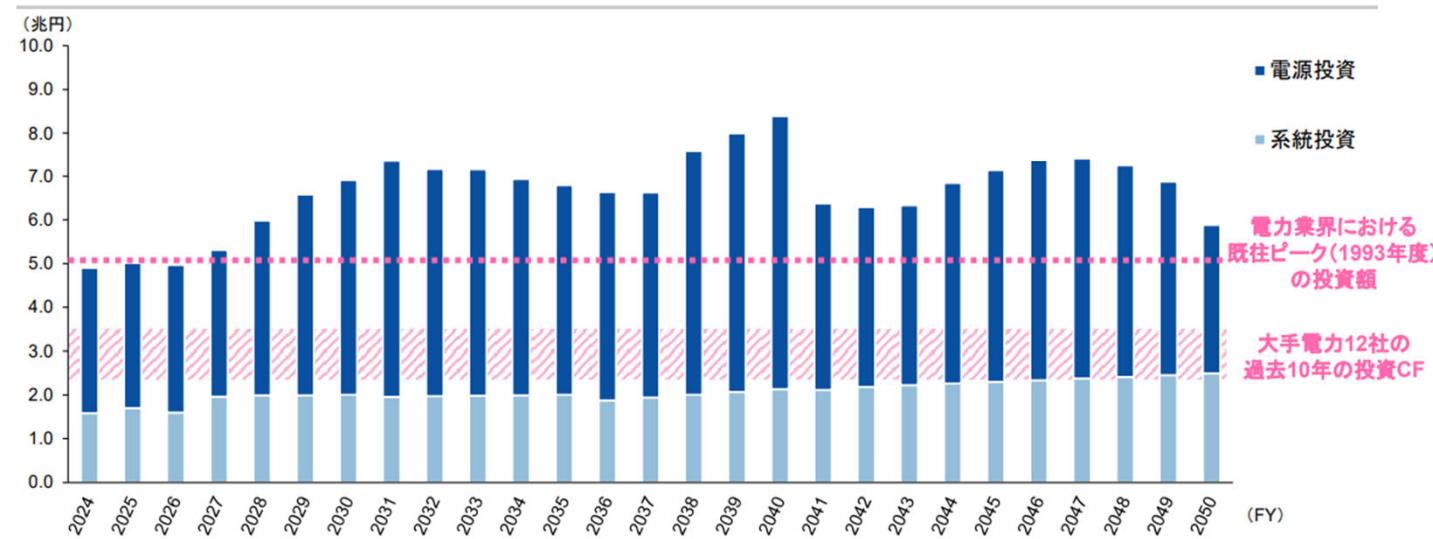
## 2-(1)-3. 今後の脱炭素投資の見込み

- GXを実現するために、脱炭素電源（再エネ・水素・アンモニア・原子力等）や系統整備への対応など、今後、業界全体で、過去最大規模の投資を、複数年にわたって継続的に行っていく必要に迫られている。

### 電力のカーボンニュートラルに向けては電源投資に加え送配電分野も含め巨額の投資が必要に

- 電力のカーボンニュートラルの実現を目指す上では、再エネ・原子力・火力の各電源及び系統の維持・増強に向け、2050年にかけて大規模な投資が継続的に必要となる見通し  
— 再エネや火力等においては電力会社のみならず、様々な他業界企業も投資の担い手となる
- 本試算では2050年にかけての累計投資額は180兆円規模と推計するも、投資の実現性は不透明な状況

電力のカーボンニュートラル実現に向けた投資額推計(みずほ銀行産業調査部試算)



(注1)電源投資額には再エネ・原子力・火力(LNG及びトランジション投資)について資本費のうち、建設費のみを計上

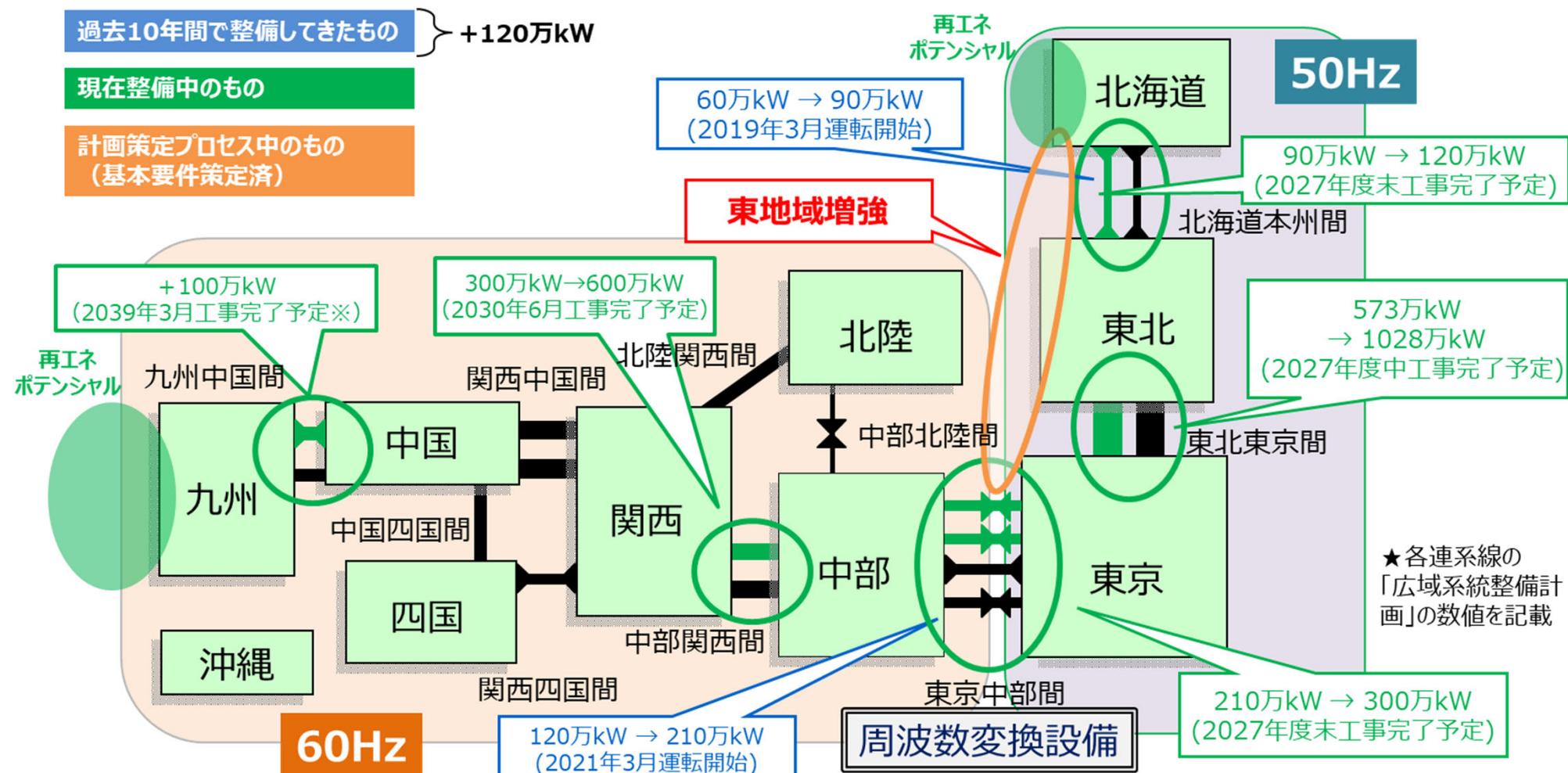
(注2)本試算はあくまでも国内における投資額であり、有利子負債の増加とは異なる

(出所)各種公表資料等より、みずほ銀行産業調査部作成



## 2-(1)-4. 地域間連系線の整備の状況

- 地域間連系線の整備は、再エネ大量導入と電力の安定供給に向け、電源からの要請に都度対応する「プル型」から、計画的に対応する「プッシュ型」に転換。全国の広域連系系統のあるべき姿等を示す「マスターplan」を踏まえ、整備を進めている。



※九州中国間連系設備について、事業実施主体は、工期 13 年 6 カ月程度から 11 年程度への短縮の可能性について検討し、可能な限り早期運開を目指すこととしている。

## 2-(1)-5. ファイナンスの円滑化に向けた融資制度について

### 大規模投資の必要性

- DXやGXの進展に伴い、今後、電力需要が増加する見通し。
- 需要家の求める安定的な脱炭素電気の供給と、速やかな送電ネットワークへの接続が課題。  
⇒今後、電力分野の脱炭素化と電力の安定供給確保を実現していくためには、電源や送配電設備などの電力インフラに大規模投資を行う必要

### 電力分野のファイナンス環境

- 電源及び系統整備における建設期間は長期間にわたり、その建設期間中は収入がないため、事業者に多額の資金立替負担が生じ、資金調達余力を圧迫。
- 今後増加が見込まれる電力需要に対応し、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくためには、長期かつ大規模な投資が短期間に集中して行われる必要。
- そのために必要な資金は、基本的に民間融資で調達するべきものだが、電源及び系統整備に適した長期資金が短期間に集中して調達・供給できるかは見通せず、仮に十分な資金が調達・供給されなかつた場合は、電源及び系統の整備が滞るおそれがある。

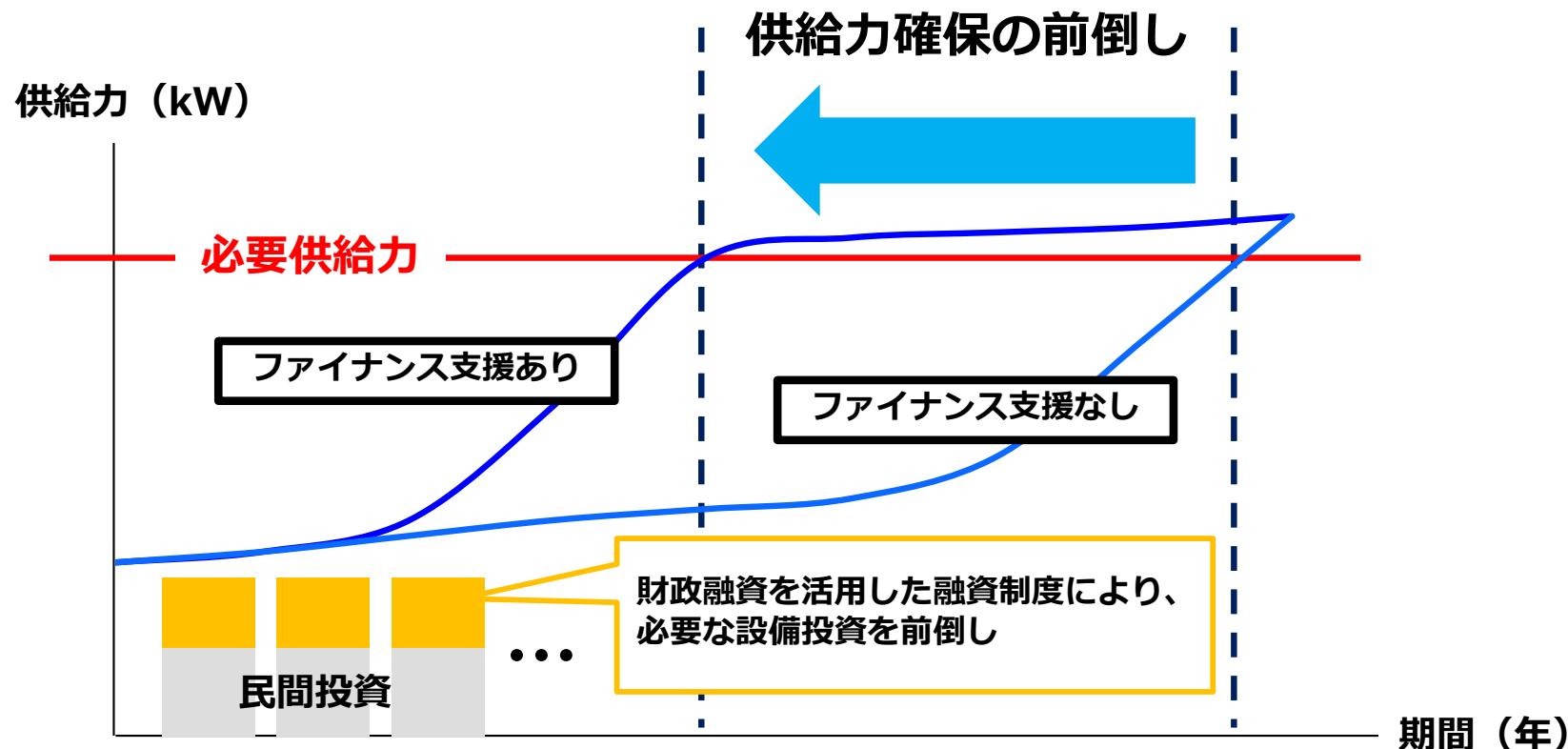
### 対応の方向性

- 財政融資を活用した融資制度を創設することで、民間金融を補完し、必要な長期かつ大規模な電力分野の投資を後押し。  
⇒電力の安定供給や電力分野の脱炭素化といった需要家ニーズへの対応を迅速化

## 2-(1)-6. ファイナンス支援の必要性

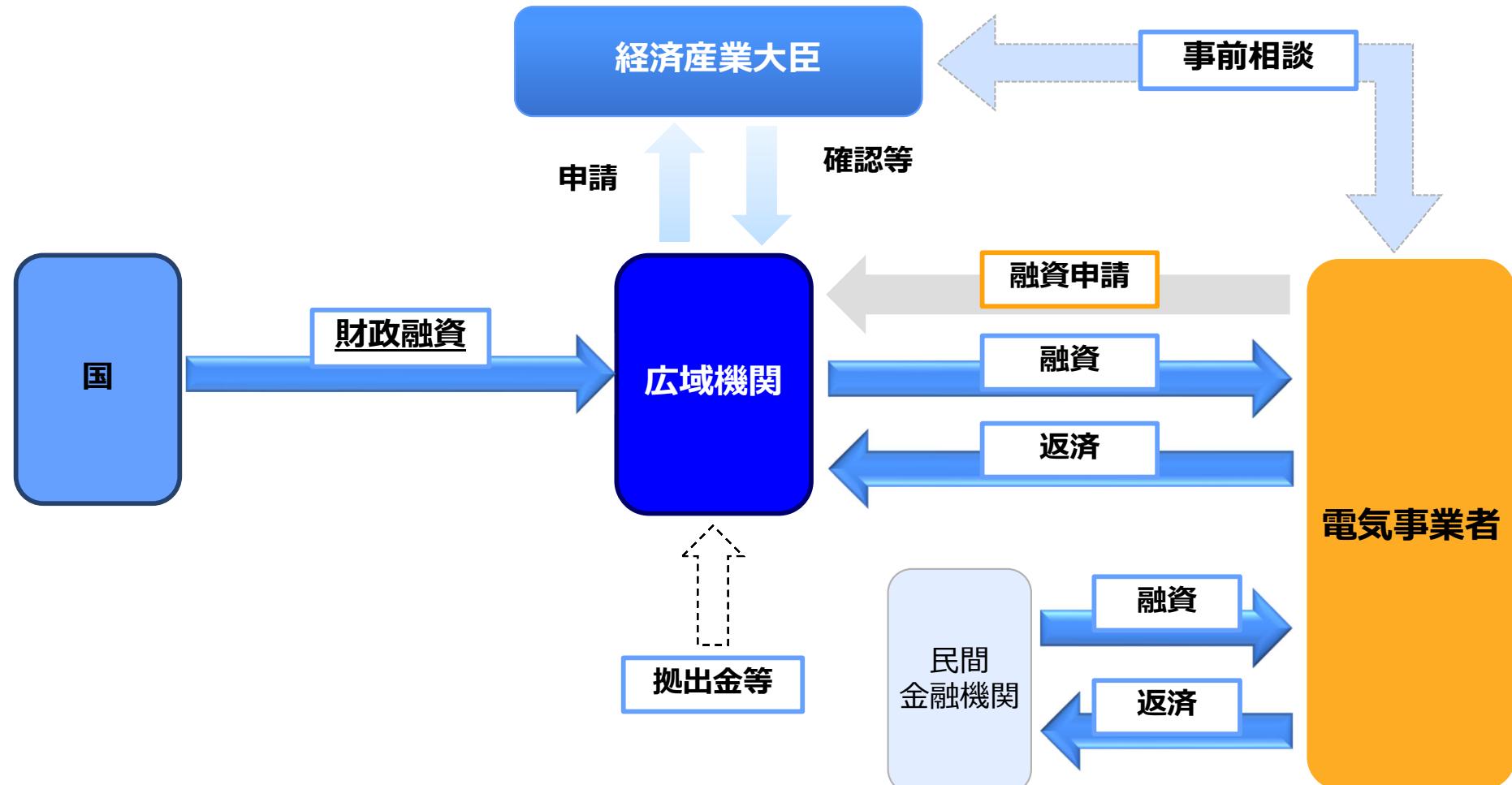
- 電源や系統の整備にかかるリードタイムを考慮すると、DXやGXによる今後の需要拡大や、2050年カーボンニュートラルに対応するためには、短期間に集中して、大規模な投資を行う必要。
- そのため、特に、民間からの資金調達が難しい長期かつ大規模な投資に対し、財政融資を活用した融資制度を通じて支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。

イメージ図（供給力確保）



## 2-(2)-1. 融資スキーム（全体像のイメージ）

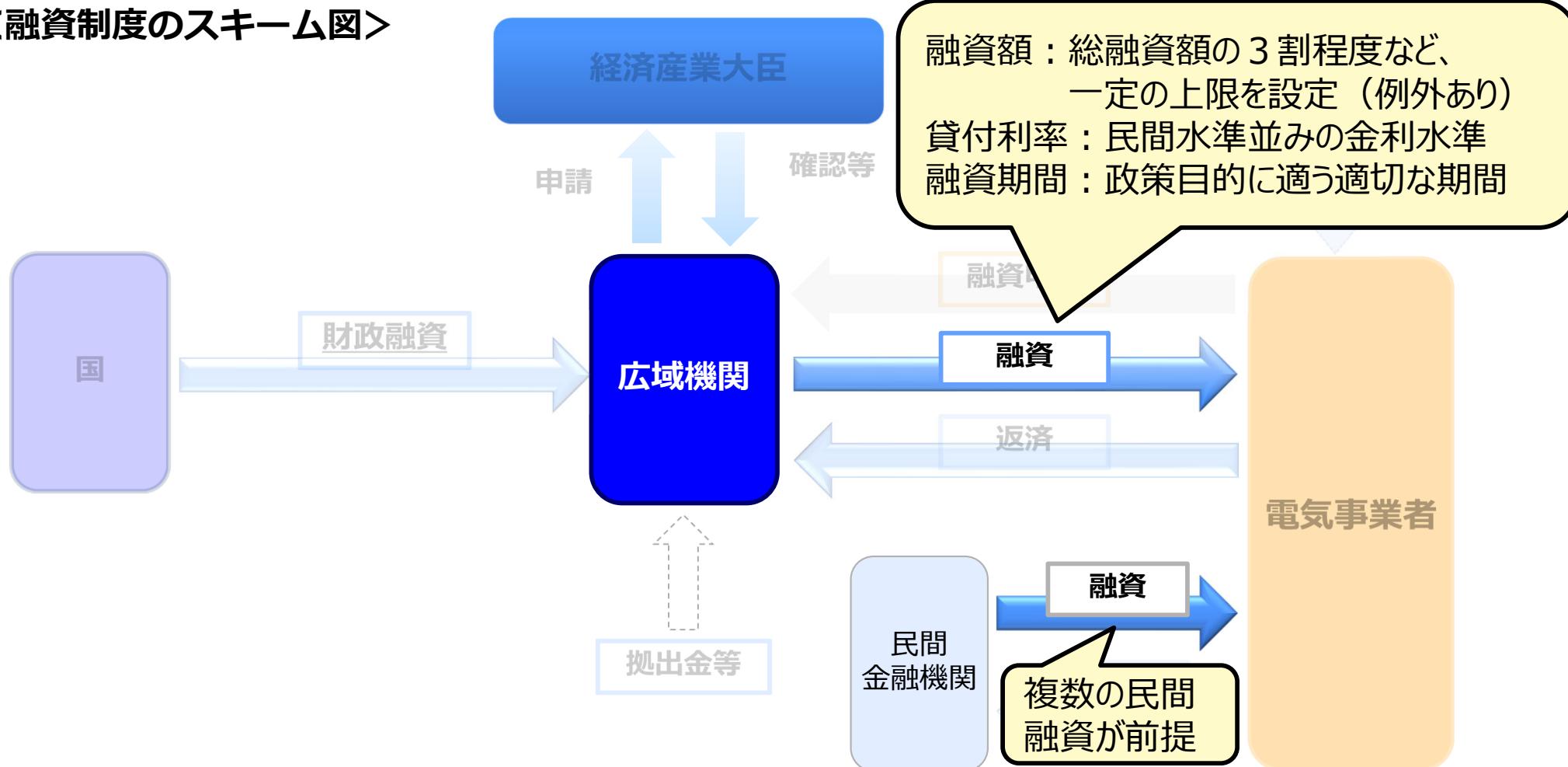
＜融資制度スキームのイメージ図＞



## 2-(2)-2. 官民協調についての考え方

- 新たな融資制度は、官民協調・民業補完を原則として、
  - 複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし、
  - 公的制度の関与は必要最小限のものとする観点を踏まえて融資額、貸付利率、融資期間を設定する。

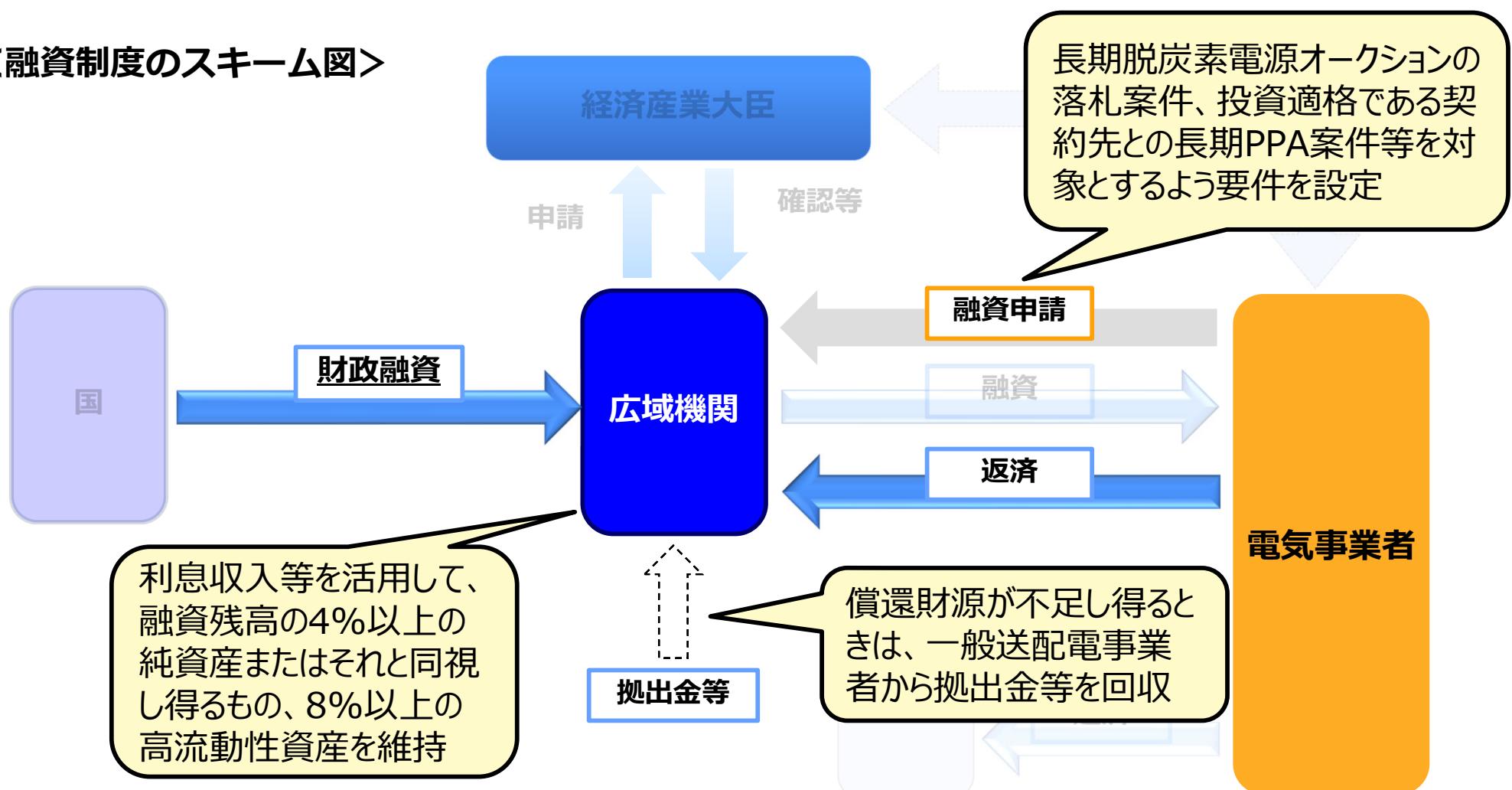
### ＜融資制度のスキーム図＞



## 2-(3)-1. 償還財源の確保について

- 電源については、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する。
- 利息収入等により、R9年度以降は融資総額の4%以上の純資産またはそれと同視し得るもの融資勘定（仮称）内に維持する。また、1年間分を目安に元利償還に必要な資金を確保しておく観点から、融資総額の8%以上の高流動性資産を融資勘定（仮称）内に確保する。
- 財政融資の償還原資が不足し得るときは、一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組も活用する。

### ＜融資制度のスキーム図＞

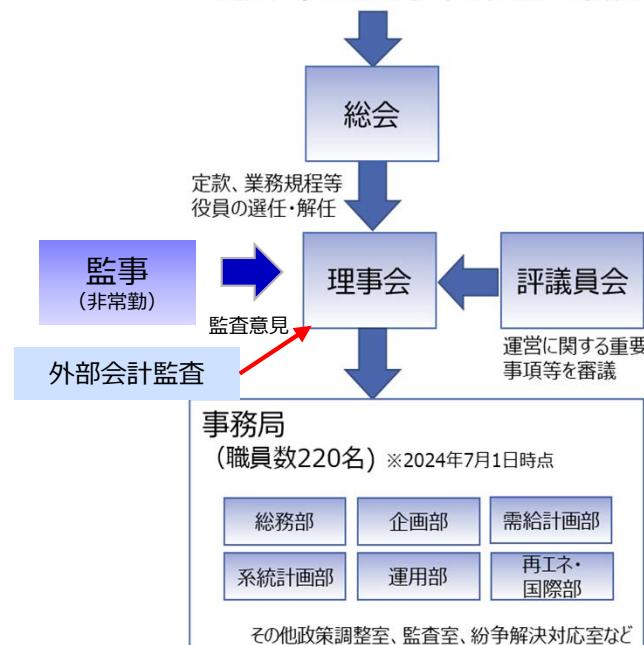


## 2-(3)-2. ガバナンス・融資体制

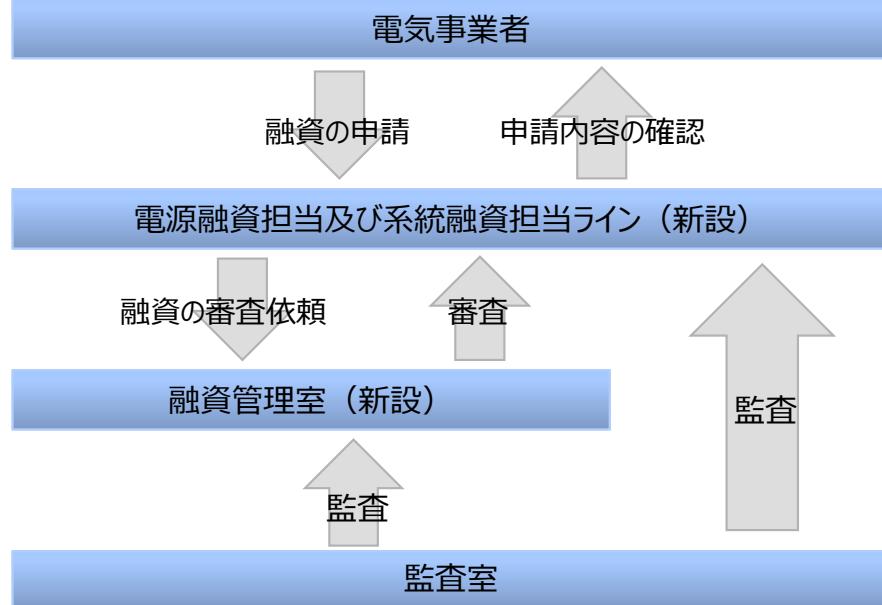
- 広域機関は理事会の他、総会による議決（議決権は発電、送電、小売に同数を配分）、国の認可、有識者による評議員会、運営委員会、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ等により、多層的にチェックするガバナンスが構築されている。
- 新たに、電源融資担当ライン/系統融資担当ライン、融資管理室を新設し、担当ラインが事業者との調整等を担い、融資管理室は担当ラインから独立した立場で審査・与信管理を実施することを想定。また、監査室において、各部門の業務執行状況について監査を実施。
- 今後、業務の拡大に伴い金融機関出身者も含め、体制を拡充していく予定。

### 【現状の広域機関のガバナンス体制】

会員（全電気事業者に加入義務）



### 【融資案件実施に係る取組み体制】



1. 機関の概要等

2. 令和8年度要求の概要

(1) 政策的必要性

(2) 民業補完性

(3) 償還確実性

3. 参考

### 3-1. 広域機関の基本情報

名称	電力広域的運営推進機関（略称：広域機関又はOCCTO（オクト）） Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators
組織	電気事業法に定める認可法人（ <b>全ての電気事業者に加入義務</b> ）
目的	・電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視 ・電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進（令和5年改正で目的に追加） ・電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示 等
会員数	<p><b>総会員数</b> : <b>2,088事業者</b> (2025年11月1日時点)</p> <p>一般送配電事業者 : 10 送電事業者 : 3 特定送配電事業者 : 48 小売電気事業者 : 783 発電事業者 : 1,306 特定卸供給事業者 : 129</p>
役職員等	<p>(2025年11月1日時点)</p> <p><b>理事長</b> : 大山 力</p> <p><b>理事</b> : 岸 敬也（総務担当） 土方 教久（企画担当） 高野 登志裕（系統計画担当） 田山 幸彦（需給計画・運用担当） 柳谷 亨（再エネ・国際・会計担当）</p> <p><b>監事（非常勤）</b> : 古城 春実（弁護士）、千葉 彰（公認会計士）</p> <p><b>評議員（13名）</b> : 山地 憲治（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事長） 秋池 玲子（ボストンコンサルティンググループ 日本共同代表） 伊藤 麻美（日本電鍍工業株式会社 代表取締役） 牛窪 恭彦（株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リサーチ&amp;コンサルティングユニット長兼CSuO） 江崎 浩（東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授） 倉貫 浩一（株式会社読売新聞 東京本社 編集委員） 高村 ゆかり（東京大学 未来ビジョン研究センター 教授） 竹川 正記（株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員） 柳川 範之（東京大学大学院 経済学研究科 教授） 山内 弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授・一橋大学 名誉教授） 曾我 美紀子（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士） 原 郁子（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・東日本支部支部長） 圓尾 雅則（SMBC日興証券株式会社 グローバル・インベストメント・バンキング マネージング・ディレクター）</p> <p><b>事務局長</b> : 赤松 徹也</p> <p><b>職員数</b> : 238名（契約・嘱託・派遣職員を含めた場合269名）</p>

### 3-2. 広域機関の財務状況（2024年度）

#### 貸借対照表（抜粋）

資産	負債
現預金 5,288億円	短期借入金 7,600億円
有価証券 (譲渡性預金) 5,537億円	預り金 235億円
※交付予定の再 エネ交付金を譲 渡性預金にて安 定運用するもの	預り納付金等 4,147億円
固定資産等 100億円 (システム等)	※FIT納付金、 広域系統値差 収益資金、容 量拠出金等
交付金等立替額 (預り納付金 不足額) 1,202億円	その他負債 91億円
その他 65億円	純資産 119億円

1兆2,192億円

1兆2,073億円

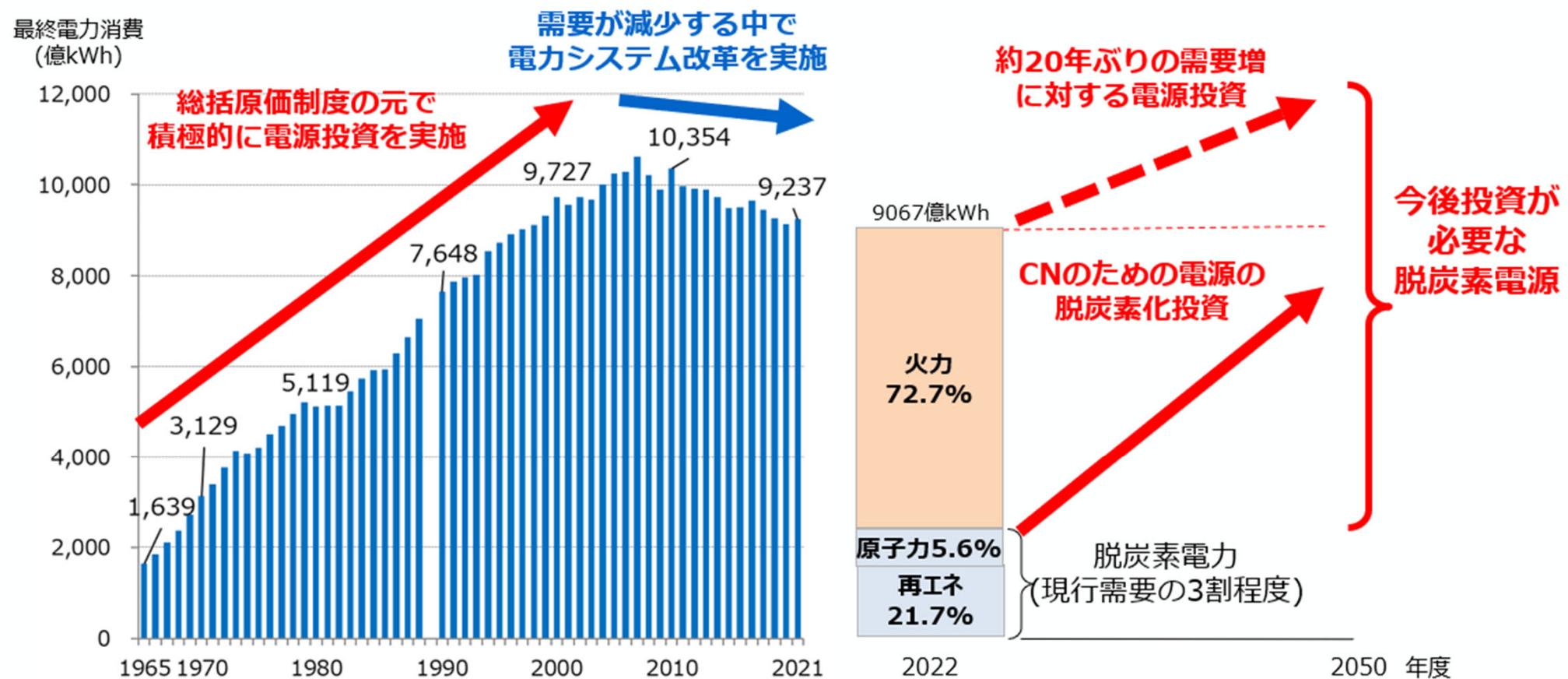
会計上の利益で  
あり、主にシステム  
投資の未償却分

#### 損益計算書（抜粋）

経常費用 486億円	経常収益 501億円
預り納付金 繰入等 305億円	電気事業者 からの 会費収入 107億円
租税公課 55億円	預り納付金 取崩収入等 87億円
支払利息 23億円	非化石証書 売却収入 220億円
その他 103億円	補助金収入 80億円
当期純利益 15億円	その他 8億円

### 3-3. 脱炭素電源投資の重要性

- 半導体工場の新規立地、データセンター需要に伴い、国内の電力需要が約20年ぶりに増加していく見通し。2050年カーボンニュートラル（CN）に向けた脱炭素化と相まって大規模な電源投資が必要な時代に突入。電力システム改革を実施したときには、必ずしも想定されていなかった状況変化が生じている。
- 脱炭素電源の供給力を抜本的に強化しなければ、脱炭素時代における電力の安定供給の見通しは不透明に。



出典：第11回 GX実行会議（2024年5月13日）資料1を一部加工

### 3-4. 脱炭素電源の総事業期間

- インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性あり。
- 大型電源については投資額が大きく、総事業期間も長期間となるため、収入・費用の変動リスクが大きく、合理的に見積もるとしても限界がある。そのようなリスクに対応するための事業環境整備が必要。

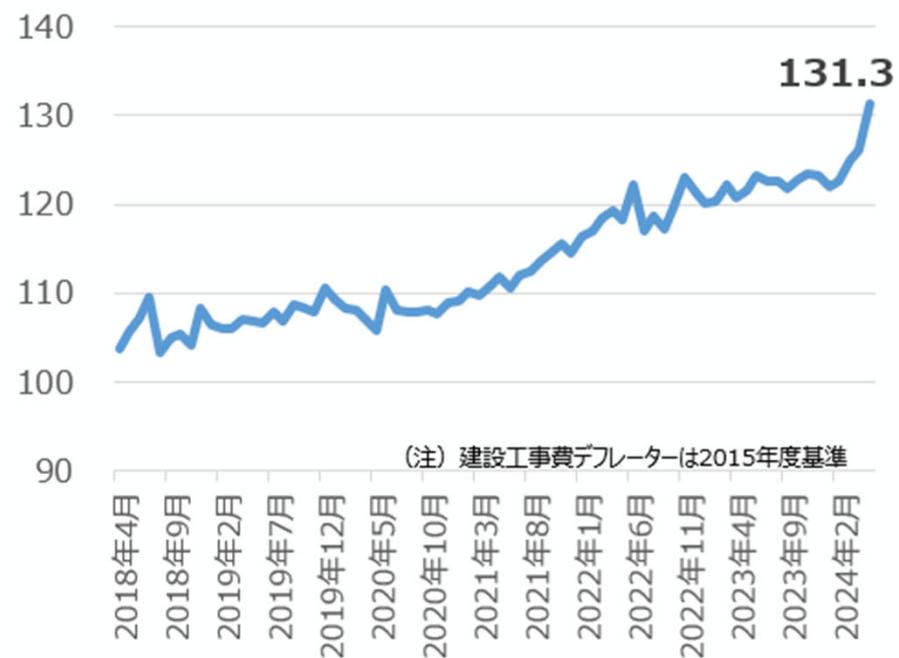
脱炭素電源の総事業期間（イメージ）



⇒ 脱炭素電源の事業期間は、最大約100年以上に及ぶ長期的なものであり、事業者の予見可能性を高めるには、市場環境の整備の検討とともに、事業期間中の収入・費用の変動に対応した支援策を検討する必要がある。

（出所）電力・ガス基本政策小委資料やFIT/FIP制度の運転開始期限の年数などを基に作成

電力分野の建設工事費デフレーター

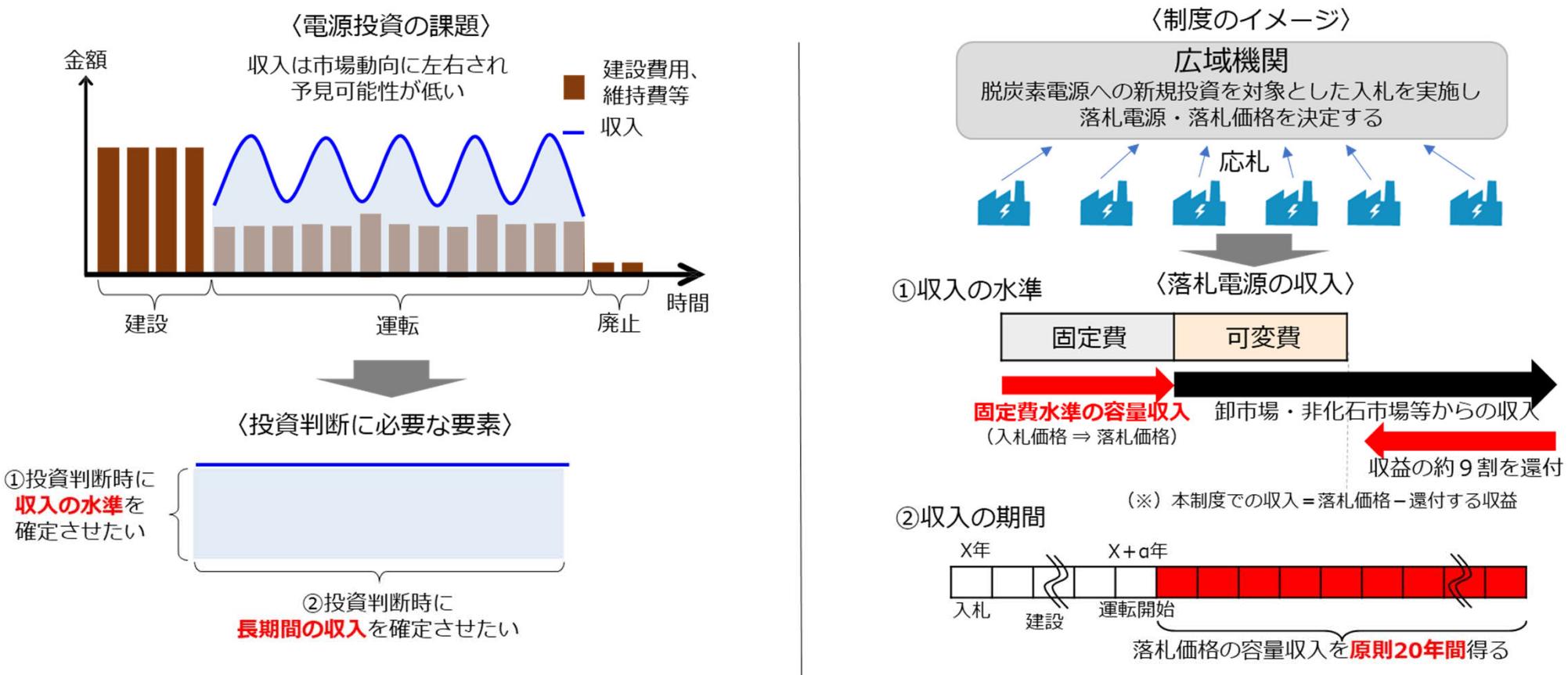


⇒ 現行制度では支援価格が20年間固定となっているが、足元のインフレや賃金上昇などを受けて建設工事費が上昇する中、事後的な費用の増加に備えた制度を検討する必要。

（出所）国交省HPの建設工事費デフレーターを基に作成。

### 3-5. 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には固定費水準の容量収入を原則20年間得されることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



出典：第104回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 資料3より抜粋

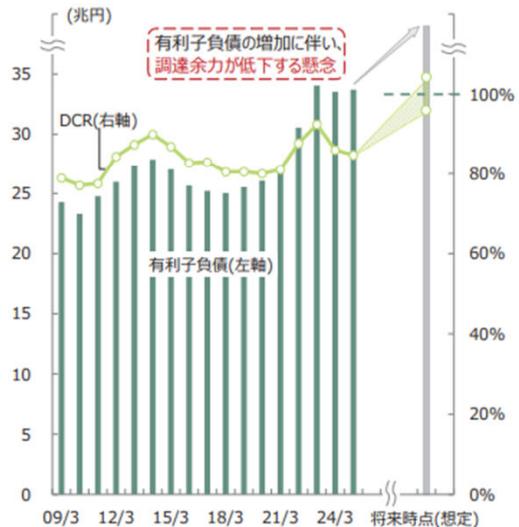
### 3-6-1. 金融機関へのヒアリングの結果①

- 電源及び系統の長期かつ大規模な整備に対し、民間金融機関のみでは必要な投資資金を賄い切れない可能性があるため、公的資金を活用した量的補完の必要性や官民協調の重要性について指摘がなされた。

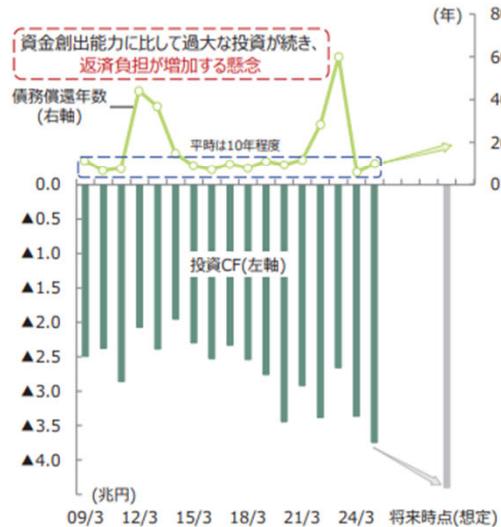
#### 課題③資金調達余力の低下～有利子負債の増加と財務状況の悪化懸念

今後の大規模脱炭素電源の開発に当たっては、従来比巨額な資金調達が必要になるため、各社の資金調達余力の低下や財務状況の悪化を招く懸念があります。継続的な資金調達への懸念が各社の電源開発の足枷になることを防ぎ、日本経済の持続的な成長を支えるために必要な投資が、持続性を保ちつつ実現可能な制度措置が求められます。

##### 電力会社合算<sup>(注1)</sup>の有利子負債、DCR<sup>(注2)</sup>の推移



##### 電力会社合算の投資CF、債務償還年数<sup>(注3)</sup>の推移



【参考】2025年8月8日 第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ 三井住友銀行・企業調査部産業調査企画室・須合室長

(前略)

金融機関の与信方針は各社ごとに異なりますが、今後脱炭素化投資に向けて、電力業界が迫られる資金調達に対して、電力会社が大規模・長期、かつ可能な限り低利での調達を展望した場合、民間金融機関のみでは好条件で必要金額を賄い切れない可能性もあります。この点、第7次エネ基でも言及されていた、政府の信用力を活用した融資のように、真に取り組む意義のある案件を見極めた上で、国にも量の補完をいただくような制度措置等を、可能な限り早い段階でご検討いただきたいと考えております。

(中略)

脱炭素電源投資が増えることは、日本の経済成長を支える観点からも望ましい動きでございますので、この実現に向けては、各電力会社における現状の調達余力を超過する水準の借り入れが必要となる可能性があるため、ファイナンスおよび民間金融機関の立場からは、この点を手当てる制度措置が求められると考えております。

(中略)

一番下の段にありますとおり、大規模な脱炭素電源の継続的な開発には、今まで以上に巨額な投資が必要になると見られております。こうした中ファイナンスの観点からは、官民が担うそれぞれの役割を最大限協調して発揮することで、電力業界および日本経済の持続的な成長を支えていく必要があります。

(後略)

出典：第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ 三井住友銀行プレゼン資料より抜粋

### 3-6-2. 金融機関へのヒアリングの結果②

- 第75回電力・ガス基本政策小委員会において、日本政策投資銀行より、エネルギー分野に対する投融資に関する課題についてプレゼンテーションをいただいた。

#### エネルギー分野に対する投融資

##### □ DBJの取り組み

- 長期的な外部環境の変化を踏まえて、インフラ、産業、地域のお客様が直面する課題に対し、投資・融資・コンサルティングサービスなどのシームレスなソリューションを提供し、持続可能な社会の実現に尽力

##### □ 業種別投融資割合、総資産・自己資本に占める比率

- エネルギー分野に対するDBJの投融資残高は全体の約25%を占め、他金融機関に比し高水準



##### (参考) 主要金融機関との比較

	DBJ	三菱 UFJFG	三井住友 FG	みずほFG
連結総資産	21.5兆円	386.8兆円	270.4兆円	254.3兆円
連結自己資本	3.9兆円	17.2兆円	12.7兆円	9.1兆円
国内エネルギー 向け貸出金残高	3.7兆円	2.5兆円	-	3.4兆円

(補注)

- ・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ、(株)三井住友フィナンシャルグループ、(株)みずほフィナンシャルグループ 2023年3月期決算短信、同有価証券報告書、同ファクトブックを参照
- ・連結自己資本：純資産から非支配株主持分等を控除した値を記入
- ・国内エネルギー向け貸出金残高：業種別貸出金残高（国内店分）のうち「電気・ガス・熱供給・水道業」の残高を記入

【参考】2024年6月3日 第75回電力・ガス基本政策小委員会 日本政策投資銀行・伊東執行役員

(前略)

なお、参考で主要金融機関との比較ということで書かせていただいておりますが、当行のエネルギー向けの残高は、既に連結自己資本が3.9兆円ということですので、ほぼほぼそれとニアリーコールということになっていまして、大口管理の観点でいけば、正直これ以上余裕がある、どんどん出せるという状況でないのは確かです。では、一方メガバンクの方々がどうなのかといったときなんですが、彼らの連結自己資本、資産の見合いですので非常に分厚くなっているものの、我々は銀行法の銀行ではないので、ちょっと規制の在り方が違いますから、我々のように預金とか為替業務をやっていない銀行とは違いまして、例えば厳格なバーゼルルールの適用とかその辺を踏まえると、恐らく自己資本の1割程度であったとしても、それを超えるような業種集中というのは、普通は取っていないんだろうというふうに思ってあります。その意味でいくと、我々もそうですが、どの銀行についても、エネルギー向けの残高についてはそんなに余裕がある状況ではないのかなというのが現状ではないかというふうに考えております。

(後略)

出典：令和6年6月3日電力・ガス基本政策小委員会資料におけるDBJプレゼン資料より抜粋

### 3-7. 融資制度の位置づけと融資の実施主体

- 電気事業法では、小売電気事業者の供給能力確保義務により必要な供給力が確保されることが基本とされているが、何らかの理由で必要な投資が行われない場合に備え、広域機関が、電源入札等の方法により、「供給能力確保の促進」についての業務を行うことができるとされている。
- 今回、新たに創設を検討している財政融資を活用した融資制度についても、供給能力確保の促進のための制度として整理し、制度設計を行っていくことが、これまでの整理と整合的であり、そうした観点から、新たな融資制度についても、広域機関が担うこととする。
- また、系統については、一般送配電事業者がエリア内における整備を行うことが基本であり、整備に要した費用は、託送料金によって回収される仕組みとなっている一方で、広域機関が、広域連系系統のマスター・プラン等を策定するとともに、地域間連系線の整備等への貸付・交付金の交付業務等を行うことで、一般送配電事業者に対し、必要な設備投資を後押しする体制が整備されてきたところ。
- 今後、DX・GXが進展する中で、これまで以上に、迅速な系統アクセスへのニーズが高まることが想定される中で、地域間連系線に加え、必要な地内系統の整備についても、ファイナンス面での後押しを行っていく必要。こうした地内系統整備に向けたファイナンス支援についても、広域機関が、地域間連系線の整備へのファイナンス支援と一体的に担うこととする。
- 今般の措置は、DXやGXの進展に伴う電力需要の増加見通しに対応し、脱炭素電気の供給や速やかな系統アクセスといった需要家ニーズに迅速に応えるために、電気事業者の長期かつ大規模投資を後押しするためのもの。今後、一定期間経過後に、我が国の電力需給の状況変化に応じ、本制度の必要性の有無を含めた業務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととする。

### 3-8. 官民協調についての考え方

- 新たな融資制度は、官民協調・民業補完を原則とし、公的な制度の関与は、必要最小限のものとする。
- そのため、融資の実行に際しては、複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし、融資額については、例えば、総融資額の3割程度など、一定の上限を設けることとする。ただし、投資金額が特に巨額となるようなプロジェクトファイナンス案件等については、案件ごとの特性に応じ、柔軟な上限設定が必要。
- 貸付利率は、民業補完の観点から、民間金融機関から当該電気事業者への貸付利率や、当該電気事業者が発行する社債の利率といった民間水準並みの金利水準とする。
- 融資期間は、民間金融で賄いきれない、長期かつ大規模な投資資金を補完し、電気事業者が必要なタイミングまでに必要な投資を行えるようにする、という政策目的に適う適切な期間を設定する。
- 加えて、新たな融資制度を利用する際には、電気事業者の投資効率化等の取組などの経営努力を可能な限り促すことを前提とすべきであるため、事業者が策定する事業計画等の適切性や実行性を確認できる枠組を構築する。併せて、融資実行に際しては、融資を受ける事業者のメインバンクの対応を参考に、融資契約の財務制限条項（いわゆる財務コベナンツ）を設定し、運用することを検討する。

### 3-9. 融資対象について

- 新たな融資制度は、長期かつ大規模な電源・系統投資の資金調達時の課題に対応するためのものであり、融資の対象については、電源・系統の規模や投資期間の観点から、一定の条件を設ける。また、経済産業大臣が融資対象について確認等するプロセスを設け、大臣が認めた案件に融資対象を絞り込む。
- 例えば、電源については、安定供給の確保という観点からは、「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万 kW以上の発電設備を有すること）等を参考にしつつ、一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本とする。また、系統については、地域間連系線は、現行制度同様に、認定整備等計画で定められた系統整備を制度の対象とする。地内系統については、基幹的な系統を対象とする観点で、上位二電圧など一定以上の電圧に係る設備を制度の対象とすることを基本とする。
- また、政策的なプライオリティを考えると、
  - 電源については、今後、需要家側のニーズが高まることが想定される脱炭素電源への投資支援を行うことを基本として、制度設計を行う。その際、具体的な電源種の絞り込みについては、脱炭素電源への投資支援を行っている長期脱炭素電源オークションの対象電源を参考とする。
  - 地内系統については、DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家側のニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い案件への支援を行うことを基本として制度設計を行う。
- 投資期間については、一般に、民間金融機関では融資が難しいとされる、原則10年以上の投資期間を要する案件であることを条件とする。
- 加えて、支援の許容性の観点からは、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた投資効率化等の取組の状況、当該融資を活用したことによるキャッシュフロー改善の見通しなどを確認し、必要と認められる場合に新たな融資制度による支援を受けられるよう制度設計を行う。

### 3-10. 償還財源の確保について

- 広域機関において、調達した資金の償還を確実に進めていくようになることが必要となる。この点、民間金融機関と同様に、
  - 広域機関の融資勘定（仮称）には一定以上のリスクバッファーと流動性（詳細後述）を維持した上で、
  - **融資先から、一定のリスクプレミアムを徴収し、リスクへの備えとする。**
- 加えて、下記対応することで償還確実性を確保する。
  - **融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定し、**
  - **広域機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万が一財政融資の償還原資が不足し得る場合に備え、最終的な安定供給の役割を担う一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組も活用して償還財源の確保を図る。**

### 3-11. 財務基盤の強化

- 広域機関が、財政融資資金を活用する以上、償還確実性の観点から、融資実行主体である広域機関における財務健全性の確保は重要。
- 広域機関は、国内の電気事業者のみに融資を行うことを想定していることから、国内金融機関に対する自己資本比率規制の水準を参考に、リスクプレミアムを含めた貸付利率を設定することで融資先から得られる利息収入等により、R9年度以降は融資総額の4%以上の純資産またはそれと同視し得るものを融資勘定（仮称）内に維持する。
- その上で、償還確実性を確保するために、万が一の事態が生じても、1年間分を目安に元利償還に必要な資金を確保しておく観点から、融資総額の8%以上の高流動性資産を融資勘定（仮称）内に確保する。
  - 見合いの負債・純資産は、財政融資以外で確保する。
- 上記の水準は、経済産業大臣が認可する広域機関の業務規程により定めることで、融資総額が純資産またはそれと同視し得るものの25倍以内、財政融資以外で確保されている高流動性資産の12.5倍以内となることを担保する。

# 3-12. 第7次エネルギー基本計画（抜粋）

## V. 2040年に向けた政策の方向性

### 3. 脱炭素電源の拡大と系統整備

#### （1）基本的考え方

##### ③ 事業環境整備・市場環境整備

電源投資を取り巻く足下の環境を踏まえると、インフレや金利上昇などの要因により、今後も電力分野の建設コストは上昇していく可能性がある。特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きい。こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念がある。そのため、これらのリスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備する。

そして、脱炭素電源を拡大するため、発電や送配電などの分野において、長期にわたり大規模な投資を継続していく必要があるが、市場環境が大きく変化し、事業の不確実性が高まってきており、多額の有利子負債が生じている中で、事業者が、今後も大規模かつ長期の資金を、継続して調達し続けることは容易ではない。しかも、投資タイミングと回収期のギャップがある中で、今後、先行的かつ集中的に更なる投資の拡大が求められていること、電気料金への影響を抑制しつつ投資を行っていく必要があることも資金調達をより難しくしている。また、事業者のファイナンスを支える金融機関・機関投資家等にとっても、融資・投資残高が大規模化しており、リスク管理の重要性がこれまで以上に高まっている点や、その中で事業者に対して更に追加でどの程度の規模の融資・投資が可能かといった規模管理の点等から、事業者に対して融資・投資を実行することへのハードルが高まっていることが指摘されている。なお、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、世界的にも巨額の投資が必要となると見込まれており、こうした状況の中、諸外国においては電力分野におけるファイナンス面での投資支援が行われている。

我が国においても、様々な電気事業の制度見直しと併せ、民間資金を最大限活用する形で、電力分野における必要な投資資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備に取り組む必要がある。具体的には、民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討する。

また、需要家や地域などが脱炭素電源へのアクセスを求めており、内外無差別などの卸取引に関するルールの在り方の検討も進める。

### 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

現在及び将来の賃金・所得を増加させるため、2030年度135兆円、2040年度200兆円という目標の実現に向け、官民一体で国内投資を加速するとともに、家計の現預金が投資に向かい、企業価値の向上が賃金や金融所得・資産の増加をもたらす資金の流れを創出する。

#### （1）GXの推進

（前略）

脱炭素電力インフラの円滑な投資に向け、今後の大規模な投資拡大を見据え、投資回収の予見性を高めるための市場・事業環境の制度整備、公的な信用補完の活用に加え、政府の信用力を活用した融資を検討する。

（後略）

### 3. エネルギー・資源安全保障の強化

エネルギー・資源確保の面から「強い経済」を支えるべく、国際情勢も踏まえ、安全保障や産業競争力強化を念頭に、大規模電源や大規模系統等に対する危機管理投資・成長投資を強力に推進する。また、国産のGX製品の需要を創出することで、エネルギーコストの低減を図りつつ、我が国のエネルギー自給率を高め、国民の暮らしをより良くしていく。併せて、「エネルギー基本計画」及び「GX 2040ビジョン」に基づき、S + 3 E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）の原則の下、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す。特に、原子力や、地熱、ペロブスカイト太陽電池、洋上風力をはじめとする国産エネルギーの利活用を進める。

#### （2）GXの推進等

電力の安定供給確保に向け、大規模電源や地域間連系線、地内基幹系統の整備を促進するための必要な法制上の措置を検討する。

財政制度等審議会 財政投融資分科会  
說明資料  
(電力広域的運営推進機関)

財務省 理財局  
2025年12月5日

# 目次

1. 令和8年度要求の概要
2. 編成上の論点① … 民業補完徹底のための融資枠組み
3. 編成上の論点② … 財務基盤・償還確実性

## 1. 令和8年度要求の概要

2. 編成上の論点① … 民業補完徹底のための融資枠組み

3. 編成上の論点② … 財務基盤・償還確実性

# 1. 令和8年度要求の概要

- 民間からの資金調達が難しい長期かつ大規模な投資に対し、財政融資を活用した融資制度を通じて支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。
- 令和8年度は、電源及び系統整備に向けた長期かつ大規模な投資案件への融資資金として、540億円の財政融資を要求。

(単位:億円)

区分	令和8年度 要求額	備考
事業規模	540	
電源整備貸付	240	電源整備を促進するための貸付
系統整備貸付	300	系統整備を促進するための貸付
財政投融資	540	
財政融資	540	
産業投資	—	
政府保証	—	
自己資金等	—	

1. 令和8年度要求の概要
2. 編成上の論点① … 民業補完徹底のための融資枠組み
3. 編成上の論点② … 財務基盤・償還確実性

## 2. 編成上の論点①：民業補完徹底のための融資枠組み

### ポイント

- 今後増加が見込まれる電力需要に対応するためには、長期かつ大規模な電源・系統投資が短期間に集中して行われる必要がある。そのために必要な資金を民間のみで供給できるかは不透明であるため、財政融資を活用した広域機関の融資制度によって投資を後押しすることは、電力供給力の早期確保等に資すると考えられる。
- もっとも、長期・大規模な投資を行うのは一般送配電事業者を中心とした実績ある電気事業者と想定される。こうした事業者は、既に民間金融機関や金融市場から相応の資金調達をしているため、広域機関は民業補完に徹し、電力供給力の早期確保等を実現した後は、事業者が広域機関の融資から自立できることが望ましい。
- そこで、広域機関の融資は必要最小限にする観点から、以下のような枠組みが想定されている。
  - 融資上限は、複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし、例えば、総融資額の3割程度など、一定の上限を設ける。
  - 貸付利率は、民間金融機関から当該電気事業者への貸付利率や、当該電気事業者が発行する社債の利率といった民間水準並みの金利水準とする。
  - 融資期間は、民間金融で貯いきれない、長期かつ大規模な投資資金を補完し、電気事業者が必要なタイミングまでに必要な投資を行えるようにする、という政策目的に適う適切な期間を設定する。
- なお、広域機関が電源・系統の整備のために融資しようとする場合は、当該融資に関して経済産業大臣が融資対象について確認等するプロセスを設けることとしている。

### 論点

- 上記のような融資枠組みは、広域機関が民業補完に徹するために十分と言えるか。また、いずれ電力分野が財政融資を活用した融資から自立する妨げとならないために、留意すべき点はあるか。

1. 令和8年度要求の概要
2. 編成上の論点① … 民業補完徹底のための融資枠組み
3. 編成上の論点② … 財務基盤・償還確実性

### 3. 編成上の論点②：財務基盤・償還確実性

#### ポイント

- 財政融資を活用するには、償還確実性が不可欠である。このため、広域機関は一定の財務基盤を確保しつつ、償還財源が不足した場合に備えた枠組みも整備することとしている。
- すなわち、広域機関は、国内の電気事業者のみに融資を行うことを想定していることから、国内基準行に対する自己資本比率規制の水準を参考に、R9年度以降は融資総額の4%以上の純資産またはそれと同視し得るものを融資勘定（仮称）内に維持することとしている。
- その上で、融資先からの利払い・返済が滞った場合に備え、1年間分を目安に元利償還に必要な資金を確保しておく観点から、融資総額の8%以上の高流動性資産を融資勘定（仮称）内に維持し、見合いの負債・純資産は財政融資以外で確保することとしている。
  - 融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とする。
  - 融資機能を有する金融機関の場合、必要とされる自己資本の額は負債の残高に応じて増加することが一般的である。財政融資資金を活用して融資を行う機関の中には、DBJやJBICの様に、自己資本に対する負債の比率（レバレッジ比率）の上限が設けられている例もある。
- 万が一、財政融資資金の償還原資が不足し得る場合に備え、最終的な安定供給の役割を担う一般送配電事業者から拠出金等を徴収する枠組みも活用して償還財源の確保を図る。

#### 論点

- 広域機関からの融資先は電力セクターに限定される一方で、純資産等の最低水準や万が一の場合に拠出金等を徴収する仕組みが整備されることを踏まえると、財政融資資金の償還確実性を確保する観点から留意すべき点はあるか。